

## 企業登記に関する議定

### 目次

第一章 総則 .....	4
第1条 調整範囲 .....	4
第2条 適用対象 .....	4
第3条 用語の解釈 .....	4
第4条 企業登記手続解決適用原則 .....	5
第5条 企業設立者の企業設立の権利及び企業登記義務 .....	6
第6条 企業登記申請書及び企業登記証明書 .....	6
第7条 企業の分野、業種の記載 .....	7
第8条 企業コード、企業付属部局コード、経営拠点コード .....	8
第9条 企業登記書類の数量 .....	8
第10条 企業登記書類における個人を証明する文書 .....	8
第11条 企業登記手続実施の委任 .....	9
第12条 予防過程に従った企業登記の発給 .....	9
第二章 経営登記機関の任務、権限及び企業登記についての国家管理 .....	9
第13条 経営登記機関 .....	9
第14条 経営登記室の任務、権限 .....	10
第15条 県級経営登記機関の任務、権限 .....	10
第16条 企業登記についての国家管理 .....	11
第三章 企業名の登記 .....	12
第17条 重複した名称及び混同を惹起する名称 .....	12
第18条 企業名に関連するその他の問題 .....	12
第19条 企業名が工業所有権を侵害する場合の処理 .....	13
第20条 支店、駐在事務所、経営拠点の名称 .....	14
第四章 企業登記、支店、駐在事務所、経営拠点活動登記の書類、手順、手続 .....	14
第21条 私人企業の企業登記書 .....	14
第22条 二人以上社員有限責任会社、株式会社、合名会社の企業登記書類 .....	14
第23条 一人社員有限責任会社の企業登記書類 .....	15
第24条 消滅分割、存続分割、新設合併に基づき設立された会社及び吸収合併した会社の企業登記書類 .....	15
第25条 企業転換した場合の企業登記書類 .....	16
第26条 信用組織の企業登記書類、手順、手続 .....	17

第 27 条	企業登記書類の受領, 処理	18
第 28 条	企業登記証明書, 企業登記内容変更確認書の発給期限	18
第 29 条	企業登記証明書の発給	19
第 30 条	企業登記資料の標準化, 更新	19
第 31 条	企業登記内容についての情報供給	19
第 32 条	企業登記費用	20
第 33 条	支店, 駐在事務所の活動, 経営拠点設立通知の登記	20
第 34 条	印影の使用, 変更, 廃棄の通知	22
第五章	オンライン企業登記	22
第 35 条	オンライン企業登記	22
第 36 条	適式なオンライン企業登記書類	23
第 37 条	公共デジタル署名を使用するオンライン企業登記の手順, 手続	23
第 38 条	経営登記アカウントを使用する企業登記の手順, 手続	23
第 39 条	公共デジタル署名, 経営登記アカウントに関連する違反処分, 不服申し立て及び紛争解決	24
第六章	企業登記内容変更登記の書類, 手順, 手続	24
第 40 条	企業の本店の住所変更登記	24
第 41 条	企業名変更登記	25
第 42 条	合名社員変更登記	26
第 43 条	有限責任会社, 株式会社の法定代表者変更登記	26
第 44 条	定款資本変更, 資本比率変更登記	27
第 45 条	二人以上社員有限会社の社員変更登記	29
第 46 条	一人社員有限責任会社の所有者の変更登記	31
第 47 条	企業への売却, 贈与, 企業主の死亡, 行方不明の場合の私人企業主変更登記	32
第 48 条	支店, 駐在事務所, 経営拠点の活動登記内容変更登記	33
第 49 条	経営分野, 業種の補充, 変更通知	33
第 50 条	私人企業主の投資資本変更通知	34
第 51 条	株式会社の発起株主の情報変更通知	34
第 52 条	未上場の株式会社における外国投資家株主の変更通知	35
第 53 条	税務登記内容変更通知	36
第 54 条	企業管理者情報, 外国投資家である株主情報の通知, 個々の株式引受募集通知, 私人企業貸付通知, 委任された代表者の情報変更通知	37
第 55 条	企業登記内容の公示	37

第56条	企業登記内容変更登記を実施しない場合	38
第七章	経営一時停止登記, 企業登記証明書の再発給, 企業解散, 企業登記証明書の回収, の手順, 手続	38
第57条	企業, 支店, 駐在事務所, 経営拠点の経営一時停止, 通知した 期限前の経営再開	38
第58条	企業登記証明書の再発給	39
第59条	企業解散登記の手順, 手続	40
第60条	支店, 駐在事務所, 経営拠点の活動の終了	40
第61条	被消滅分割会社, 被新設合併会社, 被吸収合併会社の残部の終 了	41
第62条	企業登記証明書の回収	41
第63条	企業登記証明書回収手順, 手続	42
第64条	企業登記証明書が回収された後の企業の法律状態の回復	43
第65条	裁判所の決定に従った企業登記手続の解決	43
第八章	経営世帯の登記	43
第66条	経営世帯	43
第67条	経営世帯設立の権利及び経営世帯の登記義務	44
第68条	経営世帯登記証明書	44
第69条	経営世帯登記に適用される原則	44
第70条	経営世帯書類の数量	44
第71条	経営世帯登記の書類, 手順, 手続	45
第72条	経営世帯の経営拠点	46
第73条	経営世帯の命名	46
第74条	経営世帯の経営分野, 業種	46
第75条	経営世帯登記内容変更登記	46
第76条	経営世帯の経営一時停止	47
第77条	経営世帯の活動終了	47
第78条	経営世帯登記証明書の回収	48
第79条	経営世帯登記証明書の再発給	49
第九章	施行条項	49
第80条	違反処分, 表彰	49
第81条	経過条項	49
第82条	施行効力	50
第83条	施行責任	50

政府  
番号：78/2015/NĐ-CP

ベトナム社会主義共和国  
独立 - 自由 - 幸福  
ハノイ，2015年9月14日

## 企業登記に関する議定<sup>1</sup>

2001年12月25日の政府組織法に基づき，  
2014年11月26日の企業法に基づき，  
2014年11月26日の投資法に基づき，  
2006年11月26日の租税管理法に基づき，  
2012年11月20日の租税管理法の修正補充法に基づき，  
2010年6月16日の各信用組織法に基づき，  
政府は企業登記に関する議定を制定する。

### 第一章 総則

#### 第1条 調整範囲

この議定は企業登記；経営世帯登記；の書類，手順，手続についての詳細を規定し，経営登記機関及び企業登記に関する国家管理について規定する。

#### 第2条 適用対象

この議定は以下の各対象に適用される。

1. ベトナム法令の規定に従って企業登記を実施する内国組織，個人；外国組織，個人
2. この議定に従って経営世帯登記を実施する個人，個人の集団，世帯
3. 経営登記機関
4. 税務機関
5. 企業登記実施に関連するその他の機関

#### 第3条 用語の解釈

この議定において，下記の各用語は以下のように理解される。

1. 企業登記とは，企業設立者が設立予定の企業の情報を登記し，企業が企業登記情報の変更又変更の予定を，経営登記機関に対して登記して，国家企業登記データベースに保有することである。企業登記は，企業設立登記，企業

---

<sup>1</sup> 本稿は2015年11月13日付けの仮訳である。

登記内容変更登記，及びこの議定の規定に従ったその他の各登記，通知の義務からなる。

2. 国家企業登記情報システムは，企業登記作業サービスのための資料送付，受領，保存，表示又はその他の義務を実施するために，計画投資省が主宰し，関連機関と協同して設計，運用する企業登記についての専門業務情報のシステムである。
3. 国家企業登記ポータルとは，各組織，個人がオンラインで企業登記を実施する；企業登記情報にアクセスする；企業登記内容を公示する，及び経営登記機関の企業登記証明書支給のための電子的ポータルである。
4. 国家企業登記データベースは，全国的範囲の企業登記資料の結集である。企業が企業登記データベース内に保有する企業登記書類の情報及び法律上の状態は，企業のオリジナル情報としての法律上の価値を有する。
5. オンラインでの企業登記は，企業設立者又は企業が国家企業登記ポータルを通じて企業登記を実施する。
6. オンラインでの企業登記書類は，国家企業登記ポータルを通じて提出された企業登記書類であり，文書の規定に従った各書類から構成され，電子文書様式で移転される。オンラインでの企業登記書類は，紙の企業登記書類と同じ法律上の価値を有する。
7. 電子文書は，doc 又は pdf の書式化に従って直接作成された又は紙の文書をスキャンして作成された電子資料で，紙の文書の内容を正確に，完全に体现する。
8. 公共デジタル署名は，デジタル署名及びデジタル署名証明サービスについての法令の規定に従った電子署名の一つの様式である。
9. 経営登記アカウントは，国家企業登記情報システムによって作成されるアカウントであり，オンライン企業登記を実施する組織，個人に発給される。経営登記アカウントは，企業設立者又は企業が公共デジタル署名を使用しない場合，オンライン企業登記書類を確実にするために使用される。
10. 企業登記書類における各文書の適式な写しは，原本から作られた写し，権限ある組織，機関によって原本から作られたことは証明された写し，又は既に原本と比較対照されている写しである。
11. 書類のデジタル化は，紙の様式の書類を電子書式の様式に変更することを目的として，紙の書類をスキャンすることである。
12. 資料の標準化は，国家企業登記データベースにおける企業登記情報，企業の活動状況を精査，対照検査及び補充，校正を実施することである。

#### 第4条 企業登記手続解決適用原則

1. 企業設立者又は企業は自ら企業登記書類に記入し、企業登記書類に記入した各情報の合法性、誠実性、正確性について法令上の責任を負う。企業に法令上の複数の代表者がいる場合、企業登記書類における法令上の複数の代表者の署名はそれぞれ同じ法律上の価値を有する。
2. 経営登記機関は、企業登記書類の適式性につき責任を負うが、企業及び企業設立者の法令違反につき責任を負わない。
3. 経営登記機関は、会社の各社員、株主の間、及びそれらとその他の組織、個人との間の紛争、並びに企業とその他の組織、個人との間の紛争を解決しない。

### 第5条 企業設立者の企業設立の権利及び企業登記義務

1. 法令の規定に従った企業設立は個人、組織の権利であり、国家により保護される。
2. 企業設立者又は企業は、この議定及び関連を有する法規範文書の規定に従って企業登記を実施する義務を有する。
3. 経営登記機関及びその他の機関が、書類受領及び企業登記解決を行う際に、組織、個人に迷惑をかけることを厳禁する。
4. 各省、省同格機関、各級の人民評議会、及び人民委員会は、自らの部門、地方に適用する企業登記の各規定を発行することができない。各省、省同格機関、各級の人民評議会、及び人民委員会が発行した、この項の規定に整合しない規定は、この議定が効力を有した時から施行効力を失う。

### 第6条 企業登記申請書及び企業登記証明書

1. 企業登記申請書の様式及び企業登記証明書の様式は計画投資省が発行し、全国の範囲で統一的に適用される。
2. 企業登記証明書は、企業法の規定に従って、設立されて活動する各企業に支給される。企業登記証明書の内容は企業法29条に規定され、企業登記書類における情報に基づいて記載される。企業登記証明書は、同時に、企業の税務登記証明書である。企業登記証明書は経営許可書ではない。
3. 企業登記証明書、支店、駐在事務所<sup>2</sup>活動登記証明書、経営拠点<sup>3</sup>登記証明書は、国家企業登記データベースにおいて電子資料の様式で同時に保有される。紙の企業登記証明書、支店、駐在事務所活動登記証明書、経営拠点登記証明書と異なる内容を有している場合、法的価値を有する証明書は、企業登記書類における内容に従って正しく記載された内容を有する証明書である。

---

<sup>2</sup> 企業法45条2項に定義がある。

<sup>3</sup> 企業法45条3項に定義がある。

## 第7条 企業の分野、業種の記載

1. 企業設立登記の際、企業の分野、業種の補充、変更の通知の際、又は企業登記証明書移行提議の際、企業設立者又は企業は、経営分野、業種を企業登記申請書、企業登記内容通知書又企業登記証明書移行申請書に記載するため、ベトナムの経済分野系統における4級経済分野を選択する。経営登記機関は企業の経営分野、業種を案内、対照し、国家企業登記データベースに入力する。
2. この条1項に規定する4級経済分野の具体的内容は、ベトナムの経済分野系統の内容の規定を発行する計画投資省大臣決定に従って実施される。
3. その他の各法規範文書に規定する条件付き経営投資分野、業種に対しては、経営分野、業種は当該各法規範文書に規定する分野、業種に従って記載される。
4. ベトナム経済分野系統に存在しないが、その他の法規範文書に規定する経営分野、業種に対しては、当該各法規範文書に規定する経営分野、業種は従って記載される。
5. ベトナム経済分野系統に存在せず、まだその他の法規範文書に規定されていない経営分野、業種に対しては、経営投資禁止分野、業種に属していなければ経営登記機関が国家企業登記データベースにその経営分野、業種を調査検討して入力し、同時に新しい経営分野、業種を補充するため計画投資省（統計総局）に報告する。
6. 企業が、4級経済分野より詳細な経営分野、業種を登記する希望を有する場合、企業はベトナム経済分野系統における4級経済分野の一つを選択し、その後、企業の経営分野、業種の詳細を4級分野の下に記載するが、企業の分野、業種の詳細が選択した4級分野と合致することを保証しなければならない。この場合、企業の経営分野、業種は企業が記載した詳細な経営分野、業種である。
7. この条3項、4項に規定する経営分野、業種の記載は、この条6項の規定に従って実施される；その中に、詳細な経営分野、業種が、専門の法規範文書の規定に従って記載される。
8. 企業は、法令の規定に従って十分に条件を有する時から、条件付き経営投資分野、業種を営むことができるが、活動過程全てにおいてその各条件を満たすことを保証しなければならない。条件付き経営投資分野、業種の国家管理及び企業の経営条件執行の検査は、専門分野法令の規定に従った専門分野機関の権限に属する。
9. 経営登記機関が、企業が条件付き経営投資分野、業種を営むが法令の規定に従った条件を十分に満たさないことについて権限ある機関の文書を受

領する場合、経営登記機関は企業に対して条件付経営投資分野、業種の暫時停止の要求通知書を出す。企業が要求に従って条件付経営投資分野、業種の暫時停止をしない場合、経営投資機関は企業に対して企業法 209 条 1 項 c 号の規定に従った報告を要求する。企業が説明を報告しない場合、企業法 211 条 1 項 d 号の規定に従って経営登記機関は企業登記証明書を回収する。

#### 第 8 条 企業コード、企業付局部局コード、経営拠点コード

1. 企業はそれぞれ、唯一つのいわゆる企業コードを一つ発給される。このコードは同時に企業の租税コードである。
2. 企業コードは、企業活動の全過程に存在し、その他組織、個人には再発給されない。企業が活動を終了する時、企業コードは効力を終了する（失う）。
3. 企業コードは、国家企業登記情報システム、租税登記情報システムにから自動的に作成、送付、受領され、企業登記証明書に記載される。
4. 国家管理機関は、企業コードを企業についての情報管理及び交換のために統一的に使用する。
5. 企業付局部局コードは企業の支店、駐在事務所に対して発給される。
6. 経営拠点コードは、5桁の数から構成され、00001 から 99999 の順番で発給される。このコードは経営拠点の租税コードではない。
7. 税についての法令違反により企業、支店、駐在事務所の租税コードの効力が終了させられた場合、税機関が租税コードの効力終了を公開通知した日から、各経済取引において企業、支店、駐在事務所は租税コードを使用できない。
8. この議定の発効日の前に設立済みの各支店、駐在事務所だが、まだ付局部局コードの発給を受けていない者に対しては、企業は 13 番の租税コードの発給を受けるため、税務機関と直接連携して規定に従った経営登記室における活動登記内容変更手続を実施する。
9. 投資許可書又は投資証明書（同時に経営登記証明書）に従って設立され、活動する各企業に対しては、企業コードは、税務機関が企業に対して発給した租税コードである。

#### 第 9 条 企業登記書類の数量

1. 企業設立者又は企業は、企業登記手続を実施する時、書類を一部提出する。
2. 経営登記機関は、規定に従った企業登記書類以外に、企業設立者又は企業に他の書類又は文書の追加提出を要求できない。

#### 第 10 条 企業登記書類における個人を証明する文書



1. ベトナム公民に対して；公民証明カード又は人民証明書又は効力を有するベトナムの旅券
2. 外国人に対して；効力を有する外国の旅券又は効力を有する外国の旅券にとって代わる価値を有する文書

### 第11条 企業登記手続実施の委任

企業設立者又は企業がその他の組織、個人に対して企業登記に関連する手続実施を委任した場合、委任された者は、手続実施の際、この議定第10条に規定する個人を証明する各文書の適式な写しを一部、以下を添付して提出しなければならない。

1. 企業設立者又は企業と企業登記に関連する手続実施サービスを行う組織とのサービス供給契約書の適式な写し及び手続を直接実施する個人に対するその組織の紹介文書；または
2. 企業登記に関連する手続を実施する個人に対する、法令の規定に従った委任文書

### 第12条 予防過程に従った企業登記の発給

1. 予防過程に従った企業登記の発給は、国家企業登記情報システムを経由しないで実施される企業登記の発給である。
2. 経営登記機関及び税務機関と協同して行う、予防過程に従った企業登記発給手続の解決は、紙の資料を回覧する過程に従って実施する。
3. 不可抗力の場合を除き、国家企業登記情報システムの不調克服又はグレードアップの予想時間に基づいて、計画投資省は予想時間について予防過程に従った経営登記発給を実施する経営登記機関に事前に通知する。
4. 予防過程に従った企業登記が発給された日から15営業日以内に、経営登記機関は、国家企業登記データベースにおいて、企業に発給した新しいデータ、情報を更新しなければならない。

## 第二章 経営登記機関の任務、権限及び企業登記についての国家管理

### 第13条 経営登記機関

1. 経営登記機関は、省、中央直属の市（以後、省級と総称する）及び、以下から構成される区、県、市社、省に属する市（以後、県級と総称する）において組織される。
  - a) 省級において：計画投資局に属する経営登記室（以後、経営登記室と総称する）

経営登記室は、省級の管轄範囲において経営登記室に属する書類受領と結果返却の各地点を作ることができる。

ハノイ市とホーチミン市は経営登記室を一つ又は二つ追加で設立し、順序に従った順番をつけることができる。経営登記室の追加設立は、計画投資省と統一の後、市人民委員会に決定される。

b) 県級において；県級人民委員会に属する財政計画室が、この議定 15 条に規定する経営世帯登記任務を実施する（以後、県級経営登記機関と総称する）。

2. 経営登記機関は、個別に口座と印鑑を有する。

#### 第 14 条 経営登記室の任務、権限

1. 企業登記書類の直接受領；企業登記書類の適式性の調査検討及び企業登記証明書の発給又は拒否
2. 国家企業登記情報システムの作成、管理、運用の協働；地方における企業登記資料の標準化、国家企業登記データベースの更新の実施
3. 管理する地方の範囲内にある国家企業登記データベースが保有する企業登記についての情報の、法令の規定に従った省級人民委員会、地方の税務当局、関連を有する機関、要請をする組織、個人への供給
4. 企業法 209 条 1 項 c 号に規定に従った、企業に対する企業法の各規定の遵守についての報告要請
5. 企業登記書類の内容に従った企業に対する直接検査又は権限を有する国家機関に対する企業検査の提議；県級経営登記機関に対する経営世帯登記書類、手順、手続の案内；企業及び企業設立者に対する企業登記書類、手順、手続の案内
6. この議定 7 条 9 号に従った、企業に対する条件付経営投資分野、業種の一時停止要請
7. この議定 62 条 1 項に規定する各場合に属する企業に対する企業登記証明書の回収
8. 法令の規定に従ったその他の各種形式の登記

#### 第 15 条 県級経営登記機関の任務、権限

1. 経営世帯登記の直接の受領；書類の適式性の調査検討及び経営世帯登記証明書の発給又は拒否
2. 管轄範囲における経営世帯活動に関する情報システムの建設、管理、運用の協働；県級人民委員会、経営登記室、県級税機関に対する管轄範囲における経営世帯登記の状況についての定期報告
3. 経営世帯登記書類の内容に従った経営世帯に対する直接検査又は権限を有する国家機関に対する経営世帯検査の提議；経営世帯及び経営世帯設立者に対する経営世帯登記の書類、手順、手続の案内

4. 必要がある場合、経営世帯に対する経営状況の報告要請
5. 経営世帯が経営条件を満たさないことを発見した場合、経営世帯に対する条件付経営分野、業種の一時停止要請
6. この議定78条1項に規定する各場合における経営世帯登記証明書の回収
7. 法令の規定に従ったその他の各種形式の登記

## 第16条 企業登記についての国家管理

### 1. 計画投資省：

- a) 企業登記、経営世帯登記についての法規範文書、企業登記、経営世帯登記活動に役立つ専門、業務、標準様式、報告制度、オンライン企業登記について案内する文書の権限に従った発行、それら発行権限のある機関への提出
- b) 企業登記活動を行う幹部及び要請する組織、個人に対する企業登記業務の案内、養成、強化；企業登記実施の督促、指導、注視、検査
- c) 企業登記内容の公示；国家企業登記データベースに保有される企業登記内容、企業の法理状態及び財政報告書についての情報の、政府関連機関、要請をする組織、個人に対する供給  
及び企業の財政の政府に関連する機関、要請をした組織、個人に対する報告
- d) 経営登記室が、資料の標準化、国家企業登記データベースにて地方にある企業登記資料の更新を実施することについての案内
- d) 国家企業登記情報システムの建設、管理、発展の実施；地方にある国家企業投資登記情報システムの運用に役立つ経費の捻出の案内
- e) 国家企業登記システム及び税登記情報システムとの関連付けの主宰、財務省との協同
- g) 全国の企業の企業登記、支店、駐在事務所設立についての情報登載を実施するための企業情報の印刷物の発行
- h) 企業登記領域における国際協力

### 2. 財務省；

- a) 企業登記及び企業情報交換に役立つ企業コード、企業付属部局コード、経営拠点コードの供給を目的とした国家企業登記情報システム及び税登記情報システムとの関連付けにおける計画投資省との協働
- b) 企業登記、経営世帯登記、支店、駐在事務所活動、経営拠点の登記の費用、企業登記内容の情報供給及び公示費用の収受、納入、管理及び使用の案内の主宰、計画投資省との協同

3. 公安省は、偽造された企業登記書類に記載した内容確定の案内を主宰し、各省、関連を有する機関と協同する。

4. 各省、省同格機関、政府に属する機関は、自らの役割、任務の範囲内で、経営条件についての法令実施を案内する責任を有する；国家管理権に属する各経営条件を執行することについての違反を検査し、監査し、処分する；条件付経営投資分野、業種の一覧、国家管理範囲に属する経営条件を精査して省、省同格機関、政府に属する機関のウェブサイト上で公示し、国家企業登記ポータルに登載するため計画投資省に送付する。
5. 省、中央直属市の人民委員会は、この議定に規定される各任務、権限の実施を保証するために、労働力、経費、及びその他のリソースを経営登記機関に配置する。

### 第三章 企業名の登記

#### 第17条 重複した名称及び混同を惹起する名称

1. 企業設立者又は企業は、全国の範囲で、国家企業登記データベースに登録済みの他の企業名と重複する、または混同を惹起する企業名を付けることができない。ただし、それら企業が解散していた、又は企業が効力を有する裁判所の破産宣告決定を有していた場合を除く。
2. 以下の各場合は、登録済みの各企業名と混同を惹起すると看做される。
  - a) 企業法42条2項の規定に従った各場合
  - b) 企業の個別の名称が、登録済み企業の個別名称と重複している
3. 外国語で記載した企業名は、登録済み企業の外国語で記載した企業名と重複してはならない。企業の略称は登録済み企業の略称と重複してはならない。この項の重複名称対策は、全国の範囲で適用する。ただし、それら企業が解散していた、又は企業が効力を有する裁判所の破産宣告決定を有していた場合を除く。
4. 投資許可証又は投資証明書（同時に経営登記証明書である）に従って活動する各企業で、国家企業登記データベースに登録済みの企業名と重複する名称、混同を惹起する名称を有する企業は、名称変更登記を強制されない。
5. 企業が改名又は企業区別のための要素として地名を補充するために、重複及び混同を惹起する名称を持つ各企業が相互に交渉することを奨励し、有利な条件を創造する。

#### 第18条 企業名に関連するその他の問題

1. 企業名は2つの要素から構成される：
  - a) 企業の種類
  - b) 企業の個別名称

2. 企業名の登記の前に、企業は国家企業登記データベースにて登記済み企業名を参考にする
3. 経営登記室は、法令の規定に従って、企業の登記予定名称を承認又は拒否する権限を有し、経営登記室の決定は最終である。
4. 投資許可証又は投資証明書（同時に経営登記証明書である）に従って活動する各企業は、引き続き、登記済み企業名を使用し、名称変更登記を強制されない。

### 第 19 条 企業名が工業所有権を侵害する場合の処理

1. 企業名を構成するため、保護された商号、商標、地理的表示を使用することはできない。ただし、その商号、商標、地理的表示の所有者の承認がある場合を除く。企業名の登記の前に、企業設立者又企業は工業所有権についての国家管理機関の商標及び地理的表示についての資料データベースにおいて保有される登記済みの商標、地理的表示を参考にすることができる。

2. 工業所有権を侵害する企業名の確定は、知的所有権についての法令の規定に従って実施される。

企業は、企業名が工業所有権を侵害した場合、法令上の責任を負わなくてはならない。企業名が工業所有権に違反する場合、企業は違反した名称を変更しなければならない。

3. 工業所有権の主体は、工業所有権に違反する名称を有する企業に対して合致するように呼称を変更しなければならないと要請することを経営登記室に対して提議する権利を有する。工業所有権の主体は、この条 4 項に従って経営登記室に対して必要な資料を供給する義務を有する。

4. 経営登記室は、工業所有権の主体からの工業所有権の違反についての通知を受領した場合、違反企業に対して企業名変更要請通知を発する。工業所有権者の通知には、以下を添付しなければならない。

a) 工業使用権を侵害する企業名の使用についての権限ある機関の結論書の適式な写し

b) 商標登記証明書、地理的表示登記証明書の適式な写し；工業所有権についての国家管理機関により発給された保護される商標、地理的表示についての国家登記簿の抄本；工業所有権についての国家管理機関により発給された、ベトナムにおいて保護される、国際登録商標証明書の適式な写し

5. この条 4 項に規定する書類が十分に受領された日から 10 営業日以内に、経営登記室は、違反名称を有する企業に対して、名称変更及び通知書発出の日から 2 か月以内の名称変更手続執行を要請する通知書を発出する。期限経過後、企業が要請に従って名称を変更しない場合、経営登記室は知的所有権についての法令の規定に従った処分のため、権限を有する国家機関に通知する。

6. 違反処分権限を有する機関が、行政違反処罰決定を発出し、それによって企業の名称変更又は違反要素の排除の強制という悪影響克服措置を適用するが、違反した組織、個人が法令の規定する期限内にその措置を実施しない場合、違反処分権限を有する機関は、企業法 209 条 1 項 c 号に従った説明の報告を企業に要請するため、経営登記室に通知する。企業は報告をしない場合、経営登記室は、企業法 211 条 1 項 d 号に従って企業登記証明書の回収を実施する。
7. 計画投資省、科学技術省はこの条の詳細を案内する。

#### **第 20 条 支店、駐在事務所、経営拠点の名称**

1. 支店、駐在事務所、経営拠点の名称は、企業法 41 条の規定に従って実施する。
2. ベトナム語の企業の支店、駐在事務所、経営拠点の名称のほか、外国語及び略称で登記することができる。
3. 企業の支店、駐在事務所、経営拠点の個別の名称の部分に、công ty, doanh nghiệp を使用することはできない。
4. 国営企業は、企業再編の要請のため附属経理部局に変更される際、再編の前の、元の国営企業の名称維持を許可される。

### **第四章 企業登記、支店、駐在事務所、経営拠点活動登記の書類、手順、手続**

#### **第 21 条 私人企業の企業登記書**

1. 企業登記申請書
2. 私人企業主の、この議定 10 条に規定する個人を証明する各文書の一つの適式な写し

#### **第 22 条 二人以上社員有限責任会社、株式会社、合名会社の企業登記書類**

1. 企業登記申請書類
2. 会社定款
3. 二人以上社員有限責任会社、合名会社の社員名簿、株式会社につき発起株主及び外国投資家である株主の名簿。外国投資家が組織の場合は委任された代表者名簿
4. 以下の文書の適式な写し
  - a) 企業設立者が個人の場合は、この議定 10 条に規定する個人を証明する各文書の一つ
  - b) 企業設立者が組織の場合は、設立決定、企業登記証明書又はそれに相当するその他の文書、委任された代表者につきこの議定 10 条に規定する個人を証明する各文書の一つ及びそれに相当する委任文書

- c) 投資法及び施行案内文書の規定に従って、外国投資家が設立した又は設立に参加した企業、若しくは外国投資資本を有する経済組織については、投資登録証明書

### 第 23 条 一人社員有限責任会社の企業登記書類

1. 企業登記申請書
2. 会社定款
3. 企業法 78 条 1 項 a 号の規定に従った組織に管理される一人社員有限責任会社は、委任された代表者について、この議定 10 条に規定する個人を証明する各文書の一つの適式な写し  
企業法 78 条 1 項 b 号の規定に従った組織に管理される一人社員有限責任会社の場合は、委任された代表者の一覧表及び委任された代表者一人ずつについて、この議定 10 条に規定する個人を証明する各文書の一つの適式な写し
4. 以下の各文書の適式な写し：
  - a) 会社所有者が個人の場合、会社所有者について、この議定 10 条が規定する個人を証明する各文書の一つ；
  - b) 会社所有者が組織の場合（会社所有者が国家である場合を除く）、会社所有者の設立決定、企業登記証明書又はそれらに相当するその他の文書、定款又はその他それに相当する資料；
  - c) 投資法及び各施行案内文書に従った外国投資家又は外国投資資本を有する経済組織に設立された企業について、投資登記証明書
5. 会社所有者が組織の場合、委任された者についての所有者の委任文書

### 第 24 条 消滅分割、存続分割、新設合併に基づき設立された会社及び吸収合併した会社の企業登記書類

1. 有限会社、株式会社を消滅分割する場合、この議定 22 条、23 条に規定する文書以外に、新しく設立される会社の企業登記書類には企業法 192 条の規定に従った会社の消滅分割の決議、二人社員以上有限会社の場合は社員総会の、株式会社の場合は株主総会の、消滅分割についての議事録の正式な写し、及び被消滅分割会社の企業登記証明書又はそれに相当するその他の文書の適式な写し、が含まれなくてはならない。
2. 有限会社、株式会社を存続分割する場合、この議定 22 条、23 条に規定する文書以外に、被存続分割会社の企業登記書類には、企業法 193 条の規定に従った会社の存続分割の決議、二人社員以上有限会社の場合は社員総会の、株式会社の場合は株主総会の、存続分割についての議事録の正式な写し、及び被存続分割会社の企業登記証明書又はそれに相当するその他の書類の適式な写し、が含まれなくてはならない。

3. 複数の会社が新設合併して一つの新しい会社となる場合、この議定 22 条、23 条に規定する文書以外に、新設合併会社の登記書類には、企業法 194 条に規定する各文書及び各被新設合併会社の企業登記証明書又はそれに相当するその他の文書の適式な写し、が追加的に含まれなくてはならない。
4. 一つ又は複数の会社が他の一つの会社を吸収合併する場合、この議定第六章に規定する文書の外に、被吸収合併会社の登記書類には、企業法 195 条に規定する各文書及び各被吸収合併会社の企業登記証明書又はそれに相当するその他の文書の適式な写し、が追加的に含まれなくてはならない。

### 第 25 条 企業転換した場合の企業登記書類

1. 一人社員有限責任会社が二人以上社員有限責任会社に転換する場合、転換登記書類は以下から構成される：
  - a) 企業登記申請書
  - b) 企業法 25 条の規定に従った転換会社の定款
  - c) 社員名簿；会社の社員が個人の場合は、会社の社員についてこの議定 10 条に規定する個人を証明する各文書の一つの適式な写し、又は会社の社員が組織の場合は、企業登記証明書又はそれに相当するその他の文書の適式な写し；
  - d) 会社所有者が定款資本の一部を個人又はその他の組織に譲渡、贈与する場合、譲渡契約書、譲渡完了を証明する文書、又は贈与契約書；会社が個人又はその他の組織から増資を得る場合は、会社所有者の増資についての決定
2. 二人以上社員有限責任会社が一人社員有限責任会社に転換する場合、転換登記書類は以下から構成される：
  - a) 企業登記申請書
  - b) 企業法 25 条の規定に従った転換会社の定款
  - c) 会社所有者が個人の場合は、会社所有者についてこの議定 10 条に規定する個人を証明する各文書の一つの適式な写し、会社所有者が組織の場合は、会社所有者の設立決定、企業登記証明書又はそれらに相当するその他の文書の適式な写し
  - d) 企業法 78 条 1 項 a 号の規定に従った組織に管理される一人社員有限責任会社の場合は、委任された代表者についてこの議定 10 条に規定する個人を証明する各文書の一つの適式な写し  
企業法 78 条 1 項 b 号の規定に従った組織に管理される一人社員有限責任会社の場合は、委任された代表者の名簿及び委任された代表者一人ずつのこの議定 10 条に規定する個人を証明する文書の一つの適式な写し  
会社所有者が組織の場合、委任された者についての所有者の委任文書



- d) 会社持分譲渡契約書又は譲渡完了を証明する各文書
  - e) 会社の形式変更についての二人以上社員有限責任会社の社員総会の決定、議事録の適式な写し
3. 私人企業が有限責任会社に転換する場合、転換登記書類は以下から構成される：
- a) 企業登記申請書
  - b) 企業法 25 条の規定に従った転換会社の定款
  - c) 債務者及び租税債務、清算期限を含めた未精算の負債の額の帳簿；現在の労働者名簿；未終了の各契約の帳簿
  - d) 二人以上社員有限責任会社に転換する場合は企業法 26 条の規定に従った社員名簿；社員が個人の場合は会社社員のこの議定 10 条に規定する個人を証明する各文書のうち一つの適式な写し；社員が組織の場合は企業登記証明書又はそれに相当するその他の文書の適式な写し
  - d) 自らの全財産で私人企業の未精算債務全部に対して個人責任を負うことについての私人企業主の誓約文書及び期限到来時に債務を十分に清算することの誓約文書
  - e) 転換される有限責任会社が受領して実施する各契約につき、未終了の各契約当事者の合意文書
  - g) 私人企業が現有する労働者の受領と使用についての私人企業主の誓約文書又は私人企業主とその他の出資社員との間の合意文書
4. 有限責任会社が株式会社に転換する場合及びその逆の場合、転換登記書類は以下から構成される：
- a) 企業登記申請書
  - b) 企業法 25 条の規定に従った転換会社の定款
  - c) 会社転換についての、会社所有者の決定、又は社員総会又若しくは株主総会の決定、議事録の適式な写し
  - d) 社員又は発起株主の名簿、外国投資家の株主名簿及び企業法 22 条 4 項及び 23 条 4 項の規定に従った各文書の適式な写し
  - d) 持分譲渡契約書、譲渡完成を証明する各文書又は投資出資の合意書
5. 相続の場合の企業形式転換は相当する種類転換の場合の規定と同様に実施される。その中で、合法的相続権確認する文書は譲渡契約又は譲渡の完了を証明する各文書に代わって使用される。

## 第 26 条 信用組織の企業登記書類、手順、手続

1. 信用組織、付局部局の企業登記の書類、手順、手続、信用組織の経営拠点設立の通知は、企業の種類それぞれに応じたこの議定の規定に従って実施し、

ベトナム国家銀行の許可証又は承認文書の適式な写しを必ず含む書類を添付する。

2. ベトナム国家銀行が特別検査を受けた信用組織の代表者を指定する場合、法定代表者変更書類はこの議定 43 条の規定に従って実施される。その際、ベトナム国家銀行による信用組織代表者決定の適式な写しは、一人社員有限責任会社については会社所有者の決定、二人以上社員有限責任会社については社員総会の決定、議事録の適式な写し、株式会社については株主総会の決定、議事録の適式な写し又は取締役会の決定、議事録の適式な写しに代わって使用される。
3. ベトナム国家銀行が、特別検査を受けた信用組織への出資、株式購入について、直接参加する、又はその他の方法で信用組織を指定して参加させる場合、企業登記内容変更登記書類はこの議定の相当する規定に従って実施され、その際、ベトナム国家銀行の決定の適式な写しは、一人社員有限責任会社の会社所有者の決定、二人以上社員有限責任会社の社員総会の決定、議事録の適式な写し、株式会社の株主総会の決定、議事録の適式な写し又は取締役会の決定、議事録の適式な写し、譲渡契約書又は譲渡完了を証明する文書、に代わって使用される。

#### **第 27 条 企業登記書類の受領、処理**

1. 企業設立者、企業又は委任された企業代表者は、この議定の規定に従って、企業の本店住所地の経営登記室に書類を提出する。
2. 受領された企業登記書類は、以下の場合、国家企業登記情報システムに情報を入力される。
  - a) この議定の規定に従った文書が十分にある
  - b) 企業登記申請書、企業登記内容変更登記申請書、企業登記内容変更通知に企業名が書き入れられている
  - c) 企業登記書類提出者の連絡住所がある
  - d) 規定に従った企業登記費用を納入した
3. 企業登記書類の受領の後、経営登記室は書類受領についての受領書を書類提出者に交付する。
4. 書類受領についての受領書を交付した後、経営登記室は十分に、正確に、企業登記書類の情報を入力し、書類の適式性を審査し、企業登記書類における各文書を数値化した後に国家企業登記情報システムに登載する。

#### **第 28 条 企業登記証明書、企業登記内容変更確認書の発給期限**

1. 経営登記室は、企業登記証明書、企業登記内容変更証確認書を適式な書類の受領日から 3 営業日以内に発給する。

- 書類がまだ適式でない、又は登記を請求する企業名称が規定通りに正しくない場合、経営登記室は明確な内容の修正、補充を企業設立者又は企業に対して書類の受領日から3営業日以内に文書で通知しなければならない。経営登記室は企業登記書類修正、補充要請の全てを、企業登記書類修正、補充要請通知1部につきその企業が提出する書類それぞれ1部に記入する。
- 期限を経過したが企業登記証明書、企業登記内容変更確認書が発給されない、国家企業登記データベース企業登記内容が変更されない又は企業登記書類の修正、補充要請通知がされない場合、企業設立者又は企業は、不服申し立て、告発についての法令に従って、不服申し立てをする権利を有する。

### 第29条 企業登記証明書の発給

- 企業は、企業法28条1項の規定に従った各条件を十分に備える時、企業登記証明書を発給される。
- 企業は、企業登記証明書を経営登記室で直接受領すること又は登録して費用を支払って郵送で受領することができる。
- 企業登記証明書上の各情報は、経営登記室が企業登記証明書を発給した日から法律上の価値を有する。条件付経営投資分野、業種を除き、企業は企業登記証明書が発給された日から経営活動の権利を有する。
- 企業は、経営登記室に企業登記証明書の写しを請求する権利を有し、規定に従って費用を納入しなければならない。

### 第30条 企業登記資料の標準化、更新

- 企業登記証明書、企業登記内容変更登記確認書の企業登記情報が企業登記書類の内容に比べてまだ正確でない場合、経営登記室は規定に従って企業に情報訂正の通知、案内をし、又は情報訂正を直接実施する。
- 国家企業登記データベースの企業登記情報が資料変更過程において企業登記証明書、紙の企業登記書類と比べて不足している又は正確でない場合、経営登記室は規定に従って情報の補充、更新につき企業に案内する、又は情報の補充、更新を直接実施する。
- 企業は、企業登記内容を変更した時、電話番号、e-mailについての情報を更新、補充する責任を有する。
- この議定が施行効力を有する前に、資料の標準化、書類の数値化作業の展開及び企業登記資料を企業登記書類に補充することは、経営登記室の年次計画に従って実施される。
- 計画投資省はこの条の施行詳細を案内する。

### 第31条 企業登記内容についての情報供給

1. 企業登記証明書の発給又は企業登記内容変更から5営業日以内に、経営登記室は企業登記及びその企業登記内容変更の情報を税関、統計関、労働管理関、社会保険関に送付する。経営登記室が供給する企業登記についての情報を使用する関は、企業に経営登記室が送付済みの各情報を請求できない。
2. 毎月定期に、経営登記室はその前月に登記をした各企業についての情報を添付したリストを専門分野管理関、企業の本店住所地の区、県、市社、省直属の市、の人民委員会に送付する。
3. 経営登記室の他の国家管理関に対する企業登記情報の供給、交付は、紙の書類の送付又はオンラインの形式で実施される。
4. 各組織、個人は、企業登記内容、企業の法律状態及び財政報告についての情報供給を、国家企業登記ポータルを通じて若しくは経営登記室及び計画投資省にて直接、受けることを申請することができるが、規定に従って費用を払わなくてはならない。

### 第32条 企業登記費用

1. 企業設立者又は企業は、企業登記費用を企業登記書類の提出と同時に納入しなければならない。企業登記費用は経営登記室で直接支払う、又は経営登記室の口座に振り込む、又は電子決済サービスを使用して納入することができる。企業登記費用は、企業が企業登記証明書を発給されなかった場合、企業に対して払い戻されない。
2. オンラインでの費用決済方式は、国家企業登記ポータル上において実施できる。電子決済サービス費用は企業登記費用、企業登記情報供給費用及び企業登記内容公示費用に含まれない。
3. 電子決済サービス利用過程で過誤が発生した時は、組織、個人は、その解決を得るため、費用清算をするため組電子決済サービスを供給する中間組織に連絡してオンラインで費用清算する
4. 財政省は、回収程度、回収、納入、管理の制度、企業登記、経営世帯登記費用、企業登記情報供給費及び企業登記内容公示費を使用した経営登記関の活動の費用の一部の補填の保証、について案内することを主宰し、計画投資省と協同する。

### 第33条 支店、駐在事務所の活動、経営拠点設立通知の登記

1. 支店、駐在事務所の活動の登記書類は：  
支店、駐在事務所の活動を登記する時、企業は支店、駐在事務所の設立通知を、支店、駐在事務所がある地の経営登記室に送付しなければならない。  
通知の内容は以下から構成される：

- a) 企業コード
- b) 企業名及び本部の住所
- c) 企業が設立した支店，駐在事務所の名称
- d) 支店，駐在事務所の住所
- d) 支店，駐在事務所の活動内容，範囲
- e) 税務登記情報
- g) 支店長，駐在事務所長の姓，名；居住地；人民証明書，旅券又はこの議定10条が規定する個人の合法性を証明するその他の文書の番号
- h) 企業の法定代表者の姓，名，署名

この項に規定される通知は，以下が添付されなければならない。

- 支店，駐在事務所の設立に関しての，二人以上社員有限責任会社については社員総会の，一人社員有限責任会社については会社所有者，社員総会又は会社会長の，株式会社については取締役会の，合名会社については各合名社員の，決定，議事録の適式な写し
- 支店長，駐在事務所長の任命決定の適式な写し
- 支店長，駐在事務所長について，この議定10条に規定する個人を証明する各文書の一つの適式な写し

## 2. 経営拠点設立通知：

企業の経営拠点は，本店住所地として登記された場所以外を企業の経営拠点とすることができる。企業は，経営拠点を，本店又は支店の住所地の省，中央直轄市において設立できるのみである。経営拠点設立決定の日から10営業日以内に，企業は経営拠点設立通知を経営登記室に送付する。通知内容は以下から構成される。

- a) 企業コード
- b) 企業名及び本店住所又は支店名及び支店住所（経営拠点が，支店事務所がある地の省，中央直轄市にある場合）
- c) 経営拠点の名称，住所
- d) 経営拠点の活動領域
- d) 経営地点の長である者の姓，名，居住地；人民証明書，旅券又はこの議定10条が規定する個人の合法性を証明するその他の文書の番号
- e) 経営拠点が企業に直属する場合は企業の法定代表者の姓，名，署名又は経営拠点が支店に直属する場合は支店責任者の姓，名，署名

## 3. 企業の適式な書類の受領が認められる時，支店，駐在事務所，経営拠点コードを要請するため，経営登記室は国家企業登記情報システムに情報を入力する。適式な書類受領が認められる日から3営業日以内に，経営登記室は，その企業に対して，支店，駐在事務所活動登記証明書を発給し，経営拠点に

ついでに情報を国家企業登記データベースにて更新する。企業が要請する場合、経営登記室は経営拠点登記証明書を発給する。

4. 企業が支店、駐在事務所をその本店住所地の省、その他の市において設立した場合、支店、駐在事務所がある地の経営登記室は情報を企業本店がある地の経営登記室に送付する。
5. 外国での企業の支店、駐在事務所の設立は、その国の法令の規定に従って実施される。

外国で支店、駐在事務所が正式に開設された日から30営業日以内に、企業は文書で登記済みの地の経営登記室に報告しなければならない。通知には、国家企業登記データベースにおいて企業の支店、駐在事務所の情報を補充するため、支店、駐在事務所活動登記証明書又はそれらに相当する書類の適式な写しを添付しなければならない。

#### **第34条 印影の使用、変更、廃棄の通知**

1. 企業は、企業、支店、駐在事務所の印章の形式、内容、数量について決定権を有する。企業は相互に形式及び内容が同様な複数の印章を保有することができる。
2. 企業、支店、駐在事務所の印影の使用、変更、廃棄、印章の数量の変更の前に、印影についての通知を国家企業登記データベースに登載するため、企業は企業、支店、駐在事務所がある地の経営登記室に通知を送付する。通知の内容は以下から構成される：
  - a) 企業、支店又は駐在事務所の名称、コード、住所
  - b) 印章の数量、印影、印影の効力期間
3. 企業、支店、駐在事務所の印影の通知受領の時に、経営登記室は企業に受領書を交付し、印影の国家企業登記データベースへの登載を実施する。
4. 経営登記室は、印影の誠実性、正確性、合法性、善良な風俗、文化への適合性、混同惹起の可能性並びに印章の管理及び使用による発生する紛争につき、責任を負わない。
5. 企業が、新しい企業、支店、駐在事務所の印影についての情報登載についての通知を発給された場合、それより以前の企業、支店、駐在事務所の印影についての情報登載についての通知は効力がない。

### **第五章 オンライン企業登記**

#### **第35条 オンライン企業登記**

1. 組織、個人は、オンライン企業登記形式を選択することができる。経営登記室は各組織、個人が情報を検索し、オンライン企業登記を実施することにつき有利な条件を作る。
2. 組織、個人は、オンライン企業登記のため、公共デジタル署名の使用又は経営登記アカウントの使用を選択する。
3. オンライン企業登記書類は紙で提出された書類と同様の法的価値を有する。

### **第 36 条 適式なオンライン企業登記書類**

オンライン企業登記書類は、以下の要請を十分に満たした時に、適式となる。

1. 各文書が十分であり、その文書の内容が紙の書類と同様に規定に従って十分に記載されており、電子文書に変換ができる。
2. 各企業登記情報が、各電子文書の情報に従って十分かつ正確に入力されている。
3. オンライン企業登記書類は、企業の法令の規定に従った代表者の公共デジタル署名又は経営登記アカウントで確認されなくてはならない。

### **第 37 条 公共デジタル署名を使用するオンライン企業登記の手順、手続**

1. 法定代表者は、国家企業登記データベースの工程に従って、情報を記載して電子文書に登載し、電子登記書類にデジタル署名をして、オンライン費用を決済する。
2. 登記書類送付を完了した後、法定代表者はオンライン企業登記書類の受領書を受け取る。
3. 書類が企業登記証明書発給条件を満たす場合、経営登記室は企業コードを作るために情報を税務機関に送付する。税務機関より企業コードを受領した後、経営登記室は企業登記証明書を発給し、企業に企業登記証明書発給を通知する。書類が適式でない場合、経営登記室は、書類の修正、補充をさせるため、企業にオンラインで通知する。
4. この条に規定されるオンライン企業登記の工程は、企業の支店、駐在事務所活動登記、経営拠点設立通知にも適用される。

### **第 38 条 経営登記アカウントを使用する企業登記の手順、手続**

1. 法定代表者は、個人の各証明文書の情報を電子文書に入力して国家企業登記データベースに登載する。
2. 法定代表者は、国家企業登記データベースの工程に従って、情報を一覧にし、電子文書に登載し、オンライン企業登記書類を確認するため、経営登記アカウントを使用する。

3. 登記書類送付を完了した後、企業設立者はオンライン企業登記書類の受領書を受け取る。
4. 経営登記室は、書類を調査検討して、書類が適式でない場合は企業に書類の修正、補充を要請するためオンラインで通知する責任を有する。書類が企業登記証明書発給条件を満たした時、経営登記室は企業コードを作るため情報を税務機関に送付する。税務機関より企業コードを受領した後、経営登記室は企業登記証明書発給につき企業にオンライン通知する。
- 6<sup>4</sup>. 企業登記証明書発給についての通知がされた後、法定代表者はオンライン企業登記書類受領書を添付した紙の企業登記書類を一部、経営登記室に提出する。法定代表者は紙の企業登記書類及びオンライン企業登記書類受領書を経営登記室に直接提出することも、郵送することもできる。
6. 紙の書類の受領の後、経営登記室は書類の項目と企業がオンラインで送付済みの書類の項目とを比較対照し、対象内容が同じであった場合は企業に企業登記証明書を交付する。

企業登記証明書発給について通知した日から30日が経過したが、経営登記室が紙の書類を受領しなかった場合、オンライン登記書類は効力を失う。
7. 法定代表者は、オンラインで送付された書類と比較した、紙で提出された書類の十分性、正確性について責任を負う。紙で提出された書類がオンラインで送付された書類に比較して正確でないが、書類提出者が、紙の書類を提出した地の経営登記室にその旨を通知しなかった場合、書類は偽造されたものと看做され、この議定63条1項の規定に従って処分される。
8. この条に規定されるオンライン企業登記の工程は、企業の支店、駐在事務所活動登記、経営拠点設立通知にも適用される。

### 第39条 公共デジタル署名、経営登記アカウントに関連する違反処分、不服申し立て及び紛争解決

公共デジタル署名、経営登記アカウントの管理、使用に関連する各紛争、不服申し立て及び違反行為の確定及び処分は法令の規定に従って実施される。

## 第六章 企業登記内容変更登記の書類、手順、手続

### 第40条 企業の本店の住所変更登記

1. 本店住所変更登記の前に、企業は租税についての法令の規定に従った地点変更に関連する税務機関に対する各手続きを実施しなければならない。

---

<sup>4</sup> 原文ママ。本来であれば5項である。



2. 企業が登記済みの地の省、中央直轄市の範囲内で、他に本店住所地を変更する場合、企業は通知を企業が登記済みの地の経営登記室に送付する。通知内容は以下から構成される。
- 名称、企業コード、租税コード又は経営登記証明書の番号（企業がまだ企業コード、租税コードを有さない場合）
  - 変更予定の本店住所
  - 企業についての法令の規定に従った代表者の姓、名、署名  
通知には、二人以上社員有限責任会社について社員総会の、株式会社については取締役会の、合名会社については各合名社員の、決定、議事録の適式な写し；一人社員有限責任会社については会社所有者の決定、を添付する。決定、議事録は会社定款に修正された内容を記載しなければならない。  
申請書を受領した時、経営登記室は受領書を交付し、書類の適式性を検査し、企業に企業登記証明書を発給する。
3. 企業が、登記済みの地の省、中央直轄市の以外の地に本店住所を変更する場合、企業は新しい住所を予定する地がある経営登記室に通知を送付する。通知内容は以下から構成される。
- 名称、企業コード、租税コード又は企業登記証明書番号（企業がまだ企業コード、租税コードを有さない場合）；
  - 変更予定の本店住所；
  - 企業の法定代表者の姓、名；人民証明書、旅券又はこの議定10条に規定する個人の合法性を証明するその他の文書の番号；恒久的住所及び署名  
通知には以下が添付されなくてはならない；
    - 会社の修正済みの定款の適式な写し；
    - 二人以上社員有限責任会社については社員名簿；一人社員有限責任会社については委任された代表者名簿、株式会社については発起株主、外国投資家である株主の名簿、外国組織である株主から委任された代表者名簿、合名会社については合名社員名簿
    - 二人以上社員有限責任会社については社員総会の、株式会社については株主総会の、合名会社については各合名社員の、決定、議事録の正式な写し；一人社員有限責任会社については会社所有者の決定通知受領の時、企業が新しい住所を予定する地の経営登記室は企業に受領書を交付し、書類の適式性を検査し、企業登記証明書を発給して前に企業が登記していた地の経営登記室に通知を送付する。
4. 企業の本店の住所の変更は、企業の権利義務を変更しない。

#### 第41条 企業名変更登記

1. 名称変更の場合、企業は企業登記証明書を発給した経営登記室に通知する。通知内容は以下から構成される。
  - a) 現在の名称、企業コード、租税コード又は企業登記証明書の番号（企業がまだ企業コード、租税コードを有さない場合）
  - b) 変更予定の名称
  - c) 企業の法定代表者の姓、名、署名通知には、二人以上社員有限株式会社については社員総会の、株式会社については株主総会の、合名会社については各合名社員の、決定、議事録の正式な写し；一人社員有限責任会社については会社所有の決定、を添付しなければならない。決定、議事録には会社定款に修正された内容を記入しなければならない。
2. 通知を受けた時、企業の予定される名称が企業名称の規定に反しない場合、経営登記室は企業に受領書を交付し、書類の適式性を検査し、企業登記証明書を発給する。
3. 企業名の変更は企業の権利義務を変更しない。

#### 第 42 条 合名社員変更登記

企業法 180 条、181 条の規定に従って合名社員の資格が終了し、新しい合名社員を受け入れる場合、合名会社は登記済みの地の経営登記室に通知を送付する。通知内容は以下から構成される。

1. 名称、企業コード、租税コード又は企業登記証明書の番号（企業がまだ企業コード、租税コードを有さない場合）
2. 新たな合名社員、資格を終了する合名社員の姓、名；人民証明書、旅券又はこの議定 10 条が規定する個人の合法性を証明するその他の文書の番号；恒久的住所
3. 合名社員全員又は委任された合名社員の署名、ただし合名社員の資格を終了した社員を除く。
4. 会社定款において修正された内容

通知には、新しい合名社員につき、この議定 10 条に規定する個人を証明する各文書の一つの適式な写しを添付しなければならない。

通知を受けた時、経営登記室は、企業に対して受領書を交付し、書類の適式性を検査し、企業登記証明書を発給する。

#### 第 43 条 有限責任会社、株式会社の法定代表人変更登記

1. 有限責任会社、株式会社の法定代表人変更登記の書類は、以下の各書類から構成される：
  - a) 法定代表人変更通知；

- b) 会社の法定代表者として補充される者、代表者と交代する者の個人を証明する各文書の一つの適式な写し；
- c) 法定代表者変更に関しての、一人社員有限責任会社については会社所有者の決定、二人以上社員有限責任会社については社員総会の決定、議事録の適式な写し；
- 株式会社については、法定代表者の変更が企業法 25 条に規定する会社の法定代表者の姓、名、署名以外の会社定款の内容を変更しない場合、取締役会の決定、議事録の適式な写し；
- 決定、議事録には会社定款に修正された内容を記入しなくてはならない。
2. 法定代表者の変更通知内容は以下から構成される：
- a) 名称、企業コード、租税コード又は企業登記証明書の番号（企業がまだ企業コード、租税コードを有さない場合）；
- b) 会社の法令に従って現在代表者である者及び会社の法令に従って代表者として補充される者、代表者と交代する者の姓、名；人民証明書、旅券又はこの議定 10 条が規定する個人の合法性を証明するその他の文書の番号；職名、恒久的住所；
- c) 以下の個人の一人の姓、名、署名；
- 一人社員有限責任会社で会社所有者が個人である場合の会社所有者
- 一人社員有限責任会社で会社所有者が組織である場合の社員総会会長又は会社会長
- 二人社員以上有限責任会社の社員総会会長。社員総会会長が法定代表者の場合、通知に署名する者は社員総会が選出した新しい社員総会会長
- 株式会社の取締役会会長。取締役会会長が法定代表者の場合、通知に署名する者は取締役会が選出した新しい取締役会会長
- 会社の社員総会会長、会社会長又は取締役会会長が居住地から逃走した、暫定拘留された、精神病又はその他の病気により自身の行為を認識制御することができない場合、若しくは会社の通知に署名を拒否する場合は、会社の法定代表者変更の議題に参加して賛成の表決をした社員総会の各社員、会社所有者、又は取締役会の各取締役の姓、名前、及び署名がなくてはならない。
- 法定代表者変更通知を受領した時、経営登記室は企業に受領書を交付し、書類の適式性を検査し、企業登記証明書を発給する。

#### 第 44 条 定款資本変更、資本比率変更登記

1. 会社が各社員、合名社員の資本比率変更登記をする場合、会社は会社が登記済みの地の経営登記室に通知を送付する。通知内容は以下から構成される：

- a) 名称，企業コード，租税コード又は企業登記証明書番号（企業がまだ企業コード，租税コードを有さない場合）
  - b) 二人以上社員有限責任会社，合名会社については，社員ごとの姓，名，住所，国籍，人民証明書，旅券番号又はこの議定が規定する個人の合法性のその他の証明書若しくは設立決定書番号，企業コード
  - c) 二人以上社員有限責任会社は社員ごとの，合名会社については合名社員ごとの，持分割合
  - d) 登記済みの定款資本及び変更済みの定款資本；資本の増減の時点及び形式
  - d) 合名会社については，会社の法定代表者又は委任された合名社員の，姓，名，国籍，人民証明書又は旅券番号若しくはこの議定 10 条に規定する個人の合法性を証明するその他の文書，恒久的住所及び署名
2. 会社の定款資本変更登記の場合は，この条 1 項の通知に会社の定款資本変更に関して，二人以上社員有限会社については社員総会の，株式会社については株主総会の，決定，議事録の正式な写し；一人社員有限責任会社については，会社所有者の決定；投資法 26 条 1 項が規定する場合は，外国投資家の出資，株式，持分の購入<sup>5</sup>について承認する計画投資局の文書を添付しなければならない。
3. 株主総会は，増資のための株式引受募集発行を採択した場合，株式引受募集が終了時に，同時に取締役会に定款資本増資登記手続を実施させる。この条 1 項が規定する通知に，以下の定款資本増資の書類を添付しなければならない。
- a) 定款資本増資のための引受募集株式発行についての株主総会の決定；議事録の適式な写し。その中に，引受募集する株式数及び株式引受募集が終了時において取締役会に定款資本増資登記手続を実施させることを明確に記載する；
  - b) それぞれの株式の引受募集を終了した後，会社の定款資本増資についての会社の取締役の決定；議事録の正式な写し  
決定，議事録は，会社定款において修正された内容を明確に記載しなければならない。
4. 定款資本減少の場合において，企業は資本減少後の債務額及び財産的義務の十分な清算を保証することを誓約しなければならず，通知には資本減少を決定した時点における最新の会社の財政報告を追加添付しなければならない。

---

<sup>5</sup> 投資法 26 条は「出資，株式，持分の購入の形式による投資の手続」を規定しているため，同条を引用する場合に，会社の種類にかかわらず，株式と持分が併記されていると推測される。以下，同じ。

5. 通知を受領した時、経営登記室は企業に受領書を交付し、書類の適式性を検査して、企業登記証明書を発給する。

#### 第45条 二人以上社員有限会社の社員変更登記

1. 新しい社員を受け入れる場合、会社は通知を会社が登記済みの地の経営登記室に送付する。通知内容は以下から構成される：

- a) 名称、企業コード、租税コード又は企業登記証明書の番号（企業がまだ企業コード、租税コードを有さない場合）
- b) 社員が組織である場合、名称、企業コード、本店の住所；社員が個人である場合、姓、名、国籍、人民証明書、旅券又はこの議定10条に規定する個人の合法性を証明するその他の文書の番号；出資及び持分の価値、出資時点、出資の種類、新しい社員の出資財産ごとの数量及び価値
- c) 新しい社員を受け入れた後の各社員の変更済み持分
- d) 新しい社員を受け入れた後の会社の定款資本
- d) 会社の法定代表者の姓、名、及び署名

通知には以下が添付されなくてはならない。

- 新しい社員を受け入れることについての社員総会の決定及び議事録の適式な写し

- 会社の新しい社員の出資確認文書

- 設立決定、企業登記証明書又はそれらに相当するその他の文書の適式な写し；社員が組織である場合、委任された代表者のこの議定10条に規定する個人を証明する各文書の一つ及び相応する委任決定の適式な写し、又は社員が個人の場合、その者のこの議定10条に規定する個人を証明する各文書の一つの適式な写し；

- 投資法26条1項に規定する場合は、外国投資家の出資、株式、持分購入について承認する計画投資局の文書

社員総会の決定、議事録は会社定款に修正された内容を明確に記載されなくてはならない。

通知受領の時に、経営登記室は企業に受領書を交付し、書類の適式性を検査し企業登記証明書を発給する。

2. 持分の譲渡による社員の変更の場合、会社は会社が登記済みの地の経営登記室に通知を送付する。通知の内容は以下から構成される：

- a) 名称、企業コード、租税コード又は企業登記証明書の番号（企業がまだ企業コード、租税コードを有していない場合）
- b) 組織の場合、名称、本部住所、又は個人の場合、姓、名、国籍；人民証明書、旅券又はこの議定10条に規定する個人の合法性を証明するその他の文書の番号；譲渡人及び譲受人の持分

c) 譲渡後の各社員の持分

d) 譲渡実施時点

d) 会社の法定代表者の姓、名、署名

通知には以下が添付されなくてはならない。

- 譲渡契約又は譲渡を完了した証明書類

- 設立決定、企業登記証明書又はそれらに相当する其他文書の適式な写し、新しい社員が組織の場合、委任された代表者のこの議定 10 条に規定する個人を証明する各書類の一つ及び委任決定に相当する文書の適式な写し、又は新しい社員が個人の場合、この議定 10 条に規定する個人を証明する各文書の一つ

- 投資法 26 条 1 項が規定する場合は、外国投資家の出資、株式、持分購入についての承認する計画投資局の文書

通知を受領した時、経営登記室は企業に対して受領書を交付し、書類の適式性を審査して企業登記証明書を発給する。

3. 相続による社員の変更の場合、会社は会社が登記済みの地の経営登記室に通知を送付する。通知内容は以下のとおりである。

a) 名称、企業コード、租税コード又は企業登記証明書の番号（企業がまだ企業コード、租税コードを有していない場合）

b) 相続人である社員及び被相続人それぞれの姓、名；人民証明書、旅券又はこの議定 10 条に規定する個人の合法性を証明するその他の文書の番号、国籍、持分

c) 相続の時点

d) 会社の法定代表者の姓、名、署名

通知には、相続人の合法的相続権確認文書の適式な写し；相続人のこの議定 10 条に規定する個人の合法性を証明する各文書の一つの適式な写し、を添付しなければならない。

通知を受領した時、経営登記室は企業に対して受領書を交付し、書類の適式性を審査して企業登記証明書を発給する。

4. 企業法 48 条 3 項が規定する出資の誓約をしない社員がいることによる社員変更登記の場合、会社は会社が登記済みの地の経営登記室に通知を送付する。通知内容は以下のとおりである。

a) 名称、企業コード、租税コード又は企業登記証明書の番号（企業がまだ企業コード、租税コードを有していない場合）

b) 引受られたが出資誓約をしない社員及びまだ出資をしない持分購入者が組織である場合、名称、本部の住所又はそれら社員、持分購入者が個人の

場合、姓、名；人民証明書、旅券又はこの議定 10 条に規定する個人の合法性を証明するその他の文書の番号；国籍、持分

c) 会社の法定代表者の姓、名、署名

通知には、出資誓約をしないことによる社員変更についての社員総会の決定、議事録の適式な写し、会社の残存する社員の名簿、を添付しなければならない。社員総会の決定、議事録は定款の修正された内容を明確に記載する。

通知を受領した時、経営登記室は企業に対して受領書を交付し、書類の適式性を審査して企業登記証明書を発給する。

5. 持分の贈与による社員変更登記：

持分の贈与による社員変更登記は、持分譲渡による社員変更の場合と同様に実施され、それにおいて、持分贈与契約書は譲渡契約書又は譲渡完了を証明する各文書に代わって使用される。

#### 第 46 条 一人社員有限責任会社の所有者の変更登記

1. 会社所有者が定款資本全部を一人の個人又は一つの組織に譲渡する場合、譲受人は会社所有者変更登記をしなければならない。変更登記書類は以下から構成される。
  - a) 会社所有者又は所有者の法定代表者、及び新しい所有者又は新しい所有者の法定代表者の署名がある企業登記内容変更通知
  - b) 譲受人が個人の場合、譲受人のこの議定 10 条に規定する個人を証明する各文書の一つの適式な写し又は譲受人が組織の場合、企業登記証明書又はその他それに相当する文書の適式な写し；委任された代表者の名簿、委任された代表者のこの議定 10 条に規定する個人を証明する各文書の一つの適式な写し及び所有者の委任された者に対する委任文書
  - c) 会社の修正、補充された定款の適式な写し
  - d) 資本譲渡契約書又は資本譲渡完了を証明する各文書
  - d) 投資法 26 条 1 項が規定する場合は、外国投資家の出資、株式、持分購入についての承認する計画投資局の文書
2. 一人社員有限責任会社の所有者変更が、国営企業の調整、刷新について権限を有する機関の決定に従うものである場合、変更登記書類はこの条 1 項の規定に従って実施され、それにおいて、会社所有者の変更について権限を有する機関の決定は譲渡契約書又は譲渡完了の各文書に代わって使用される。
3. 一人社員有限責任会社が相続により所有者が変更する場合、会社は所有者変更を登記する。書類は以下から構成される。
  - a) 新所有者又は新所有者の法定代表者が署名した企業登記内容変更通知
  - b) 会社の修正、補充された定款

- c) 新所有者のこの議定 10 条に規定する個人を証明する各文書の一つの適式な写し
  - d) 相続人の合法的相続権確認文書の適式な写し
4. 一人以上の個人又は一つ以上の組織が一人社員有限責任会社の持分を相続した場合、会社は二人社員以上有限責任会社に種類を変更する登記をする変更登記書類は以下から構成される：
- a) 企業登記申請書
  - b) 変更する会社の修正、補充された定款
  - c) 社員名簿
  - d) 社員が個人の場合、各社員のこの議定 10 条に規定する個人を証明する各文書の一つの適式な写し；社員が組織の場合、企業登記証明書又はその他それに相当する文書
  - d) 相続する各個人、組織の合法的相続権確認文書の適式な写し
5. 資本全部を贈与する場合の一人社員有限責任会社の所有者の変更は、この条 1 項に規定する持分譲渡の場合と同様に実施する。企業登記内容変更登記書類において、持分贈与契約書は譲渡契約書又は譲渡完了を証明する各書類に代わって使用される。
6. 通知を受領した時、経営登記室は企業に受領書を交付し、書類の適式性を検査して企業登記証明書を発給する。

#### 第 47 条 企業への売却、贈与、企業主の死亡、行方不明の場合の私人企業主 変更登記

私人企業主が企業への売却、贈与をする、又は私人企業主が死亡、行方不明の場合、購入者、受贈者、相続人は私人企業主変更登記をしなくてはならない。変更登記書類は以下から構成される。

- 1. 私人企業の売却、贈与の場合、私人企業の売却者、贈与者及び購入者、受贈者の署名のある企業登記内容変更通知；私人企業主の死亡、行方不明の場合、相続人
- 2. 私人企業の購入者、受贈者、相続人のこの議定 10 条に規定する個人を証明する各文書の一つの適式な写し
- 3. 私人企業の売却、贈与の場合、私人企業の売買契約書、贈与契約書又は譲渡完了を証明する各文書；企業主の死亡、行方不明の場合<sup>6</sup>、相続人の合法的相続権確認文書の適式な写し

企業の変更登記書類を受領した時、経営登記室は企業に受領書を交付し、書類の適式性を検査して企業登記証明書を発給する。

<sup>6</sup> 「企業主の死亡、行方不明の場合」という文言は明文にないが、文脈より意識した。



**第48条 支店，駐在事務所，経営拠点の活動登記内容変更登記**

1. 住所変更登記の前に、租税についての法令の規定に従って、支店，駐在事務所は地点変更に関連する税務機関の各手続を実施しなければならない。
2. 支店，駐在事務所，経営拠点の登記済みの各内容を変更する時、企業は、支店，駐在事務所の活動内容登記，経営拠点登記の変更を支店，駐在事務所がある地の経営登記室に通知する。企業の通知を受領した時、経営登記室は受領書を交付し、書類を検査し、国会企業登記データベースにおける支店，駐在事務所の活動，経営拠点の登記情報を変更し、支店，駐在事務所の活動登記証明書，経営拠点登記証明書を適式な書類受領の日から3営業日以内に発給する。企業が必要とする場合、経営登記室は支店，駐在事務所活動登記，経営拠点登記の内容変更につき確認書を発給する。
3. 支店，駐在事務所が、登記済みの地と異なる省，中央直轄市に支店，駐在事務所を移転する場合、企業は支店，駐在事務所の活動登記内容変更通知を支店，駐在事務所が移転を予定する地の経営登記室に送付する。

企業の通知を受領した時、支店，駐在事務所が移転を予定する地の経営登記室は企業に受領書を交付し、書類の適式性を検査し、支店，駐在事務所の活動登記証明書を発給し、その支店，駐在事務所の以前の住所地の経営登記室に情報を送付する。

**第49条 経営分野，業種の補充，変更通知**

1. 経営分野，業種の補充，変更の場合、企業は企業が登記済みの地の経営登記室に通知する。通知内容は以下から構成される。
  - a) 名称，企業コード，租税コード又は企業登記証明書の番号（企業がまだ企業コード，租税コードを有していない場合）
  - b) 補充又は変更する分野，業種
  - c) 企業の法定代表者の姓，名，署名通知には、経営分野，業種の補充，変更についての、二人以上社員有限責任会社については社員総会の、株式会社については株主総会の、合名会社については各合名社員の、決定，議事録の適式な写し；一人社員有限責任会社については会社所有者の決定が添付されなくてはならない。決定，議事録には会社定款が変更される内容を明確に記載しなくてはならない。
2. 通知を受領した時、経営登記室は受領書を交付し、書類の適式性を検査し、国家企業登記データベースにおいて企業の経営分野，業種についての情報を補充，変更する。企業が必要とする場合、経営登記室は企業登記内容変更についての確認書を企業に発給する。
3. 経営分野，業種の補充，変更の通知書類が適式でない場合、経営登記室は3営業日以内に企業に書類の修正，補充を求める通知をする。

4. 企業は、変更をした日から10営業日以内に、経営分野、業種の変更、補充を経営登記室に通知する責任を有する。変更があるにもかかわらず企業が通知しない場合、計画投資の領域における行政違反処罰についての法令の規定に従って処罰される。

#### 第50条 私人企業主の投資資本変更通知

1. 登記済みの投資資本が増減する場合、私人企業主は資本変更についてその企業が登記済みの地の経営登記室に通知しなければならない。通知内容は以下から構成される。
  - a) 名称、企業コード、租税コード又は企業登記証明書の番号（企業がまだ企業コード、租税コードを有していない場合）
  - b) 登記済み投資資本の額、変更登記資本の額及び投資資本変更時点
  - c) 私人企業主の姓、名及び署名通知を受領した時、経営登記室は受領書を送付し、書類の適式性を審査し、国家企業登記データベースにおいて企業の投資資本についての情報を変更する。企業が必要とする場合、経営登記室は企業登記内容変更についての確認書を企業に発給する。
2. 私人企業主の投資資本変更通知書類が適式でない場合、経営登記室は3営業日以内に企業に書類の修正、補充を求める通知をする。
3. 企業は、変更をした日から10営業日以内に、私人企業主の投資資本の変更を経営登記室に通知する責任を有する。変更があるにもかかわらず企業が通知しない場合、計画投資の領域における行政違反処罰についての法令の規定に従って処罰される。

#### 第51条 株式会社の発起株主の情報変更通知

1. 企業法4条2項に規定される発起株主は、企業設立登記の時点で経営登記室に提出される発起株主名簿に記載される発起株主である。
2. 発起株主の情報変更が、発起株主がまだ購入登記済みの株式を決済していない又は一部しか決済していないことによる場合、会社は会社が登記済みの地の経営登記室に通知する。通知内容は以下の通りである。
  - a) 名称、企業コード、租税コード又は企業登記証明書の番号（企業がまだ企業コード、租税コードを有していない場合）
  - b) 発起株主が組織の場合、名称、本部住所、企業コード又は設立決定番号、発起株主が個人の場合、姓、名、人民証明書、旅券若又はこの議定10条に規定する個人の合法性を証明するその他の文書の番号
  - c) 会社の法定代表者の、姓、名、人民証明書、旅券又はこの議定10条に規定する個人の合法性を証明するその他の文書の番号及び署名

通知を受領した時、経営登記室は受領書を交付し、書類の適式性を検査し、国家企業登記データベースにおいて会社の発起株主についての情報を変更する。企業が必要とする場合、経営登記室は企業登記内容変更についての確認書を企業に発給する。

購入登記済みの株式数をまだ決済しない発起株主は、企業法 112 条 3 項の規定に従って、当然に、会社の株主として残ることはできず、会社の発起株主名簿から名前を削除される。

3. 発起株主が株式を譲渡したことによる発起株主の情報変更の場合、この条 2 項が規定する文書に、以下の書類を添付しなければならない。
  - a) 変更時点の各発起株主情報名簿
  - b) 株式譲渡契約書又は譲渡完了を証明する各文書
  - c) 投資法 26 条 1 項に規定する場合は、外国投資家の出資、株式、持分の購入について承認する計画投資局の文書
4. 発起株主がその他の企業に吸収合併された、存続分割され又はその他の企業と新設合併した組織の場合、発起株主変更登記はこの条 3 項に規定する株式譲渡による発起株主変更登記の場合と同様に実施する。企業登記内容変更登記書類において、吸収合併契約又は会社存続分割決定もしくは企業新設合併契約は、譲渡契約又は譲渡の完了を証明する各文書に代わって使用される。
5. 株式の贈与、相続の場合の発起株主変更登記は、この条 3 項に規定する株式譲渡による発起株主情報変更通知についての規定と同様に実施する。その中で、株式贈与契約書又は合法的相続権確認文書の適式な写しは、譲渡契約書又は譲渡完了を証明する各文書に代わって使用される。
6. 会社の発起株主変更通知書類が適式でない場合、経営登記室は 3 営業日以内に企業に書類の修正、補充を求める通知をする。
7. 企業は、変更をした日から 10 営業日以内に、株式会社の発起株主の変更を経営登記室に通知する責任を有する。変更があるにもかかわらず企業が通知しない場合、計画投資の領域における行政違反処罰についての法令の規定に従って処罰される。

## 第 52 条 未上場の株式会社における外国投資家株主の変更通知

1. 未上場会社が企業法 32 条 3 項の規定に従った外国投資家である株主を変更する場合、会社は会社が登記済みの地の経営登記室に通知する。通知内容は以下から構成される。
  - a) 名称、企業コード、租税コード又は企業登記証明書の番号（企業がまだ企業コード、租税コードを有していない場合）
  - b) 株式を譲渡する外国投資家である株主の情報：外国投資家である株主が組織の場合、名称、本部住所；株主が個人の場合、株主の姓、名、国籍、

恒久的住所；譲渡される株式の数及び種類；会社において血縁者が現在有する株式の種類及び所有比率；譲渡される株式の数及び種類

- c) 株式を譲り受ける外国投資家である株主の情報；外国投資家である株主が組織の場合，名称，本部住所；株主が個人の場合，株主の姓，名，国籍，恒久的住所；譲渡される株式の数及び種類；会社において血縁者の株式の種類及び持分比率；譲渡される株式の数及び種類
- d) 会社の法定代表者の姓，名；人民証明書，旅券又はこの議定 10 条に規定する個人の合法性を証明するその他の文書の番号及び署名

通知には，外国投資家である株主の変更についての株主総会の決定及び議事録の適式な写し；変更された時の外国投資家である株主の名簿；株式譲渡契約書又は譲渡が完了したことを証明する各文書；組織が譲渡を受ける場合は，設立決定又はそれに相当する各文書の適式な写し，委任された代表者のこの議定 10 条に規定する個人を証明する各文書の一つ及び譲渡を受ける外国株主に対する委任決定に相当する文書の適式な写し，個人が譲渡を受ける場合は，人民証明書，旅券又はこの議定 10 条に規定する個人の合法性を証明するその他の文書の適式な写し；投資法の規定に従った，外国投資家の出資，株式，持分購入について承認する計画投資局の文書，を添付しなければならない。

株主総会の決定，議事録は定款の修正された内容を明確に記載しなければならない。

通知を受領した時，経営登記室は受領書を交付し，書類の適式性を審査し，国家企業登記データベースにおける外国投資家である株主の情報を変更する。企業が必要とする場合，経営登記室は企業登記内容変更についての確認書を企業に発給する。

- 2. 外国投資家である株主変更通知書類が適式でない場合，経営登記室は 3 営業日以内に企業に修正，補充を求める通知をする
- 3. 企業は，変更をした日から 10 営業日以内に，外国投資家である株主の変更を経営登記室に通知する責任を有する。変更があるにもかかわらず企業が通知しない場合，計画投資の領域における行政違反処罰についての法令の規定に従って処罰される。

### 第 53 条 税務登記内容変更通知

- 1. 企業が税務登記内容を変更するが経営登記内容を変更しない場合，企業は本店住所地の経営登記室に通知する。

通知内容は以下から構成される。

- a) 名称，本部住所，企業コード及び経営登記証明書，税務登記証明書又は企業登記証明書の発給日

## b) 税務登記情報変更内容

2. 通知を受領した経営登記室は、税務総局のデータベースに情報を移転するために、国家企業登記情報システムにデータを入力する。企業が必要とする場合は、経営登記室は企業に対して企業登記内容変更についての確認書を発給する。

**第 54 条 企業管理者情報、外国投資家である株主情報の通知、個々の株式引受募集通知、私人企業貸付通知、委任された代表者の情報変更通知**

1. 企業管理者の姓、名、連絡住所、国籍、公民証明カード、人民証明書又は個人の合法性を証明するその他の書類の番号についての情報変更があった日から 5 営業日以内に、監査役会の構成員又は監査役、企業は、企業法 12 条の規定に従って、企業登記情報の補充、更新についての通知を企業の本部住所地の経営登記室に送付する。
2. 外国人の個人が株主である場合はその姓、名、国籍、恒久的住所、株式の数及び種類について、外国の組織が株主である場合はその名称、企業コード、本部住所、株式の数及び種類並びに委任された代表者の姓、名、国籍、旅券番号、恒久的住所について、の情報を有した日又は情報変更があった日から 3 営業日以内に、企業は、企業法 171 条 3 項の規定に従って、企業登記情報の補充、更新についての通知を企業の本部住所のある地の経営登記室に送付する。
3. 個々の株式の引受募集決定が出されてから 5 営業日以内に、株式会社は、企業法 123 条に規定に従って、通知を企業の本部住所がある地の経営登記室に送付する。
4. 企業貸付契約が施行効力を有してから 3 営業日以内に、私人企業主は、企業法 186 条の規定に従って、企業の本部住所のある地の経営登記室に通知をしなければならない。
5. 一人社員有限責任会社の所有者の委任による代表者の情報について変更が生じた日から 10 営業日以内に、会社は企業の本部住所がある地の経営登記室に通知を送付する。
6. 通知を受領した時、経営登記室は受領書を交付し、書類の適式性を検査し、国家企業登記データベースにおける企業の情報を補充、変更する。企業が必要とする場合、経営登記室は企業登記内容変更についての確認書を企業に発給する。

**第 55 条 企業登記内容の公示**

1. 企業登記内容の公示は、企業法 33 条の規定に従って実施する。

2. 企業登記証明書、経営分野、業種内容、発起株主、外国投資家である株主に関連する企業登記内容変更についての確認書を受領した時、企業は企業登記内容公示についての費用を納入する。
3. 経営登記室は、国家企業登記ポータルに企業登記内容を登載する。

#### **第 56 条 企業登記内容変更登記を実施しない場合**

1. 企業は、以下の各場合、企業登記内容変更登記を実施しない。
  - a) 企業登記証明書を回収する場合に属する企業の違反についての通知が経営登記室から発出された
  - b) 企業の解散決定に従った解散過程にある
  - c) 裁判所、判決執行機関又は公安機関の要請に従う
2. この条 1 項に規定する企業は、以下の各場合において、企業登記内容変更登記を引き続き実施できる。
  - a) 企業登記証明書の回収の場合に属する企業の違反についての通知における要請に従った違反克服方法を有していて、経営登記室がそれを認めた。
  - b) 規定に従って、解散の過程の実施及び解散についての文書の完成のために、いくつかの企業内容変更登記を実施しなければならない。
  - c) 裁判所又は判決執行機関の決定を実施した、又は裁判所、判決執行機関の承認意見を得ている。

### **第七章 経営一時停止登記、企業登記証明書の再発給、企業解散、企業登記証明書の回収、の手順、手続**

#### **第 57 条 企業、支店、駐在事務所、経営拠点の経営一時停止、通知した期限前の経営再開**

1. 企業が経営一時停止手続を実施する時、企業は同時に支店、駐在事務所、経営拠点活動の一時停止を、支店、駐在事務所、経営拠点が登記済みの地の経営登記室に通知する。
2. 企業、支店、駐在事務所経営拠点が経営一時停止又は通知した期限前の経営再開を行う場合、企業は、遅くともその 15 日前に、企業、支店、駐在事務所、経営拠点が登記済み後の経営登記室に通知する、経営一時停止期限は 1 年を超えることができない。通知した期限が終了した後、企業、支店、駐在事務所、経営拠点が従前どおり経営一時停止を続ける場合は、経営登記室に引き続き通知をしなければならない。連続した経営一時停止の総期限は 2 年を超えることができない。

3. 企業が経営一時停止をする場合、二人以上社員有限責任会社の場合は社員総会の、一人社員有限責任会社の場合は会社所有者<sup>7</sup>の、株式会社の場合は取締役会の、合名会社の場合は各合名社員の、決定、議事録の適式な写し、を通知に添付しなければならない。
4. 経営登記室は、企業の経営一時停止の通知、通知した期限前の経営再開の通知を受け取った後に、企業に受領書を交付する。適式な書類の受領の日から3営業日以内に、経営登記室は登記済みの企業、支店、駐在事務所、経営拠点の経営一時停止の確認書、企業、支店、駐在事務所、経営拠点の通知済み期限前の経営再開確認書を発給する。経営登記室は経営一時停止登記をした企業、通知済み期限前に経営再開登記をした企業の情報を、企業の国家管理と合致させるために税務機関に送付する。

#### 第58条 企業登記証明書の再発給

1. 紛失、焼失、破損、損傷、又は廃棄その他を理由として企業が企業登記証明書の再発給を必要とする場合、企業は、企業登記証明書を企業に発給済みの経営登記室に、企業登記証明書再発給申請書を送付する。  
経営登記室は、企業登記証明書再発給申請書を受領し、企業登記証明書再発給申請書受領日から3営業日以内の企業登記証明書の再発給を調査検討する。
2. 企業登記証明書が規定に従った正しい書類、手順、手続で発給されない場合、経営登記室は、企業登記証明書再発給の調査検討通知を送付した日から企業に対して30日以内に規定に従った補正及び適式な書類提出を要請する通知をする。経営登記室は、企業の適式な書類受領の日から3営業日以内に企業登記証明書の再発給を実施する。
3. 企業登記書類に記載された情報が誠実でなく、正確でない場合、経営登記室は、法令の規定に従った処分権限を有する国家機関に通知する。権限を有する国家機関の違反処分決定を得た後、経営登記室は企業に対して企業登記証明書再発給のための書類の再度の作成を要請して、企業の適式な書類受領の日から3営業日以内に企業登記証明書の再発給を実施する。

---

<sup>7</sup> 他の類似の条項（40条1項c号、41条1項c号、44条2項、49条1項1号）では、一人社員有限責任会社の会社所有者には、決定の添付のみが要求されるが、本項では文言上、決定に加えて議事録の適式な写しが求められている。一人社員有限責任会社の所有者は（それが組織である場合があるとしても）一人であり、かつ議事録が複数の会社所有者間で開催された会議の記録を指す以上、一人社員有限会社には会社所有者の議事録を観念できないと思われる。ゆえに本項で一人有限責任会社の所有者の議事録が文言上要求されているのは、誤記であると推測される。

4. 企業が新しい企業登記証明書の発給を受けた場合、その前の各企業登記証明書は効力を失う。

#### 第59条 企業解散登記の手順、手続

1. 企業解散登記手続実施の前に、企業は、支店、駐在事務所、経営拠点がある地の経営登記室において、各支店、駐在事務所、経営拠点の活動終了の手続を行わなくてはならない。
2. 企業法 202 条 1 項が規定する解散決定採択の日から 7 営業日以内に、企業は解散について通知を経営登記室に送付しなければならない。通知には、企業解散についての、一人社員有限責任会社の場合は会社所有者の決定；二人以上社員有限責任会社の場合は社員総会の、株式会社の場合は株主総会の、合名会社の場合は各合名社員の、決定、議事録の適式な写し、を添付しなければならない。
3. 企業法 204 条 1 項が規定する企業の解散の書類を受領した後、経営登記室は解散登記をした企業についての情報を税務機関に送付する。経営登記室の情報受領の日から 2 営業日以内に、税務機関は企業の解散についての意見を経営登記室に送付する。
4. 税務機関から解散拒否の意見を得ない場合、解散書類受領の日から 5 営業日以内に、経営登記室は企業の法律上の状態を国家企業登記データベースにおいて解散状態に変更し、同時に企業の解散についての通知を発出する。
5. 公安機関が発給した印鑑を使用する企業については、企業は、印鑑回収済み証明書の発給をうけるため、印鑑、印鑑登録証明書を公安機関に返済する責任を有する。この場合、印鑑回収済み証明書は、企業法 204 条 1 項 c 号が規定する企業解散書類における印鑑及び印鑑登録証明書に代わって使用される。

#### 第60条 支店、駐在事務所、経営拠点の活動の終了

1. 支店、駐在事務所、経営拠点の活動が終了する時、企業は支店、駐在事務所、経営拠点の活動終了について支店、駐在事務所、経営拠点がある地の登記室に通知する。

支店、駐在事務所、経営拠点の活動終了について、通知には、企業法 206 条 2 項が規定する各文書が添付されなくてはならず、その中で、企業の支店、駐在事務所、経営拠点の活動終了についての決定は、支店、駐在事務所、経営拠点の活動終了について、私人企業の場合は企業主の、一人社員有限責任会社の場合は所有者の、社員総会会長又は会社会長の、二人以上社員有限責任会社の場合は社員総会の、株式会社の場合は取締役会の、合名会社の場合は各合名社員の、決定から構成される。



2. 経営登記室は、通知を受領し、書類の適式性を検査し、国家企業登記データベースにおける支店、駐在事務所、経営拠点の法律上の状態を活動終了の状態にする；同時に支店、駐在事務所、経営拠点の活動終了についての通知を発出する。
3. 支店、駐在事務所、経営拠点が活動を1年停止するが経営登記室及び税務機関に通知をしない場合、支店、駐在事務所、経営拠点は活動登記証明書、経営拠点登記証明書を回収される。この場合、経営登記室は文書で違反行為について通知し、企業の法定代表者に経営登記室に来て説明することを要請する。通知において約した期限終了の日から10営業日が経過したが要請された者が説明に来ない場合、経営登記室は支店、駐在事務所の活動登記証明書、経営拠点証明書の回収決定を発出する。

#### 第61条 被消滅分割会社、被新設合併会社、被吸収合併会社の残部の終了

1. 消滅分割会社<sup>8</sup>、新設合併会社<sup>9</sup>、吸収合併会社が企業登記証明書を発給された日から3営業日以内に、被消滅分割会社、被新設合併会社、被吸収合併会社が本部を置く地の経営登記室は、国家企業登記データベースにおいてそれら会社の残部の活動終了を実施する。
2. 経営登記室は、国家企業登記データベースにおいて、被消滅分割会社、被新設合併会社、被吸収合併会社の支店、駐在事務所、経営拠点の残部の活動終了を実施する。
3. 被消滅分割会社、被新設合併会社、被吸収合併会社が、消滅分割会社、新設合併会社、吸収合併会社が本部住所を置いた省、中央直轄市の外に本部住所を有する場合、消滅分割会社、新設合併会社、吸収合併会社の住所地の経営登記室は、国家企業登記データベースにおいて被消滅分割会社、被新設合併会社、被吸収合併会社の残部終了を実施するため、被消滅分割会社、被新設合併会社、被吸収合併会社の住所地の経営登記室に情報を送付する。

#### 第62条 企業登記証明書の回収

1. 企業登記証明書を回収する各場合は、企業法211条1項及び租税管理法のいくつかの条項を修正する法律1条26項に規定される。
2. 裁判所の決定に従った企業登記証明書回収の手順、手続は、権限を有する国家機関の案内に従って実施される。
3. 企業法211条1項a号の規定に従って、企業登記証明書の回収の根拠とするため企業登記書類の偽りを立証する必要がある場合、経営登記室は偽りを確

<sup>8</sup> 消滅分割により生じた新会社を意味する。

<sup>9</sup> 新設合併により生じた新会社を意味する。

定する公安機関に対して申請書を送付する。公安機関は、経営登記室の申請に従って、申請書受領の日から 30 日以内に、文書で結果について回答する責任を有する。公安機関の結論に基づき、企業登記書類に記載された内容が偽りである場合、経営登記室はこの議定 63 条 1 項に規定される手順、手続に従って企業登記証明書を回収する。

### 第 63 条 企業登記証明書回収手順、手続

1. 企業登記書類に記載された内容が偽りである場合：

新しい企業設立登記書類が偽りである場合、経営登記室は企業の違反行為について通知を発出し、企業登記証明書回収決定を発出する。

企業登記内容変更登記、企業登記内容変更通知が偽りである場合、法令の規定に従って、経営登記室は企業の違反行為について通知を発出し、偽りの情報に基づき実施された企業登記内容における変更を廃棄し、直近の適式な書類に基づく企業登記証明書の再発給を行うと同時に処分権限を有する機関に通知する。
2. 登記済みの企業が企業法 18 条 2 項に従った企業設立禁止対象に属する個人、組織を有する場合：
  - a) 私人企業、所有主が個人である一人社員有限責任会社について：企業が登記済みの地の経営登記室は違反行為についての通知を発出し、企業登記証明書回収の決定を発出する。
  - b) 二人以上社員有限責任会社、組織が所有主である一人社員有限責任会社、株式会社、合名会社について：企業が登記済みの地の経営登記室は、企業設立権限のない対象に属する社員又は株主について、通知の日から 30 日以内の変更を要請する文書による通知を企業に対して発出する。上述の期限を徒過したが企業が社員又は株主変更登記をしない場合、経営登記室は違反行為についての通知を発出し、企業登記証明書回収決定を発出する。
3. 企業が企業法 211 条 1 項 c 号に違反する場合、経営登記室は違反行為につき文書で通知し、企業の法定代表者に経営登記室に来て説明することを要請する。通知において約した期限終了の日から 10 営業日が経過したが要請された者が来ない場合、経営登記室は企業登記証明書回収決定を発出する。
4. 企業が企業法 209 条 1 項 c 号の規定に従った報告を送付しない場合、企業法 211 条 1 項 d 号に規定される期限終了の日から 10 営業日の期限内に、経営登記室は違反行為について文書で通知を送付し、企業の法定代表者に経営登記室に来て説明することを要請する。通知において約した期限終了の日から 10 営業日が経過したが要請された者が来ない場合、経営登記室は企業登記証明書回収決定を発出する。

5. 租税管理法のいくつかの条項を修正する法律 26 条 1 項に従って企業が税務行政決定の施行を強制された場合、租税管理法のいくつかの条項を修正する法律 31 条 1 項に従った租税管理機関の長による企業登記証明書回収の申請書受領の日から 10 営業日以内に、経営登記室はこの条 3 項の規定する手順、手続に従って企業登記証明書回収を実施する。
6. 企業登記証明書回収決定受領の後、企業法 203 条の規定に従って、企業は解散手続を実施する。
7. 企業登記証明書回収についての情報は、国家企業登記情報システムに入力され、税務機関に送付されなくてはならない。

#### 第 64 条 企業登記証明書が回収された後の企業の法律状態の回復

経営登記室は、以下の場合、企業登記証明書回収決定廃止決定を発出し、国家企業登記情報システムにおいて企業の合法状態を回復する。

1. 経営登記室は、企業が企業登記証明書を回収しなければならない場合に属さないことを確定した。
2. 経営登記室が、企業登記証明書を回収した後から国家企業登記情報システムにて企業の法律状態が解散済みであるとの更新をする前に、又は、経営登記室が企業登記証明書回収決定を発出した日から 6 日以内に、企業の合法状態回復を申請する税務機関の文書を受領した。

#### 第 65 条 裁判所の決定に従った企業登記手続の解決

裁判所の判決又は決定が施行効力を有する日から 15 営業日以内に、裁判所の決定に従って企業登記内容変更登記又は企業登記に関連するその他の内容の変更登記を申請した者は、権限を有する経営登記室に申請を送付する。登記書類は法的効力を有していた裁判所の判決、決定の適式な写しを含まなければならない。

### 第八章 経営世帯の登記

#### 第 66 条 経営世帯

1. 経営世帯は、18 才以上のベトナム公民で十分な民事行為能力を持つ一人又は複数人からなる一つのグループ、若しくは世帯主のいる世帯からなり、一つの地点で経営登記され、10 人以下の労働者を使用し、経営活動に対して自らの全財産をあてる責任がある。
2. 農業、林業、漁業、塩業、路上販売業、卸売業、移動経営業、サービス業を営んで低い収入を得ている世帯は、条件付分野、業種を経営する場合を除き、登記する必要はない。省、中央直轄市の人民委員会はその地方で適用される定収入の額を規定する。

3. 10人以上の労働者を使用する経営世帯は規定に従って企業を設立して登記する。

#### **第 67 条 経営世帯設立の権利及び経営世帯の登記義務**

1. 18才以上で法令能力及び民事行為能力を有するベトナム公民、各世帯は、この章の規定に従って、経営世帯を設立する権利を有し、経営世帯登記義務を負う。
2. この条1項に規定される個人、世帯は全国の範囲で一つの経営世帯として登記されるのみである。この条1項に規定される個人は、個人の資格で企業に出資し、株式を購入する権利を得る。
3. 経営世帯を設立し、経営世帯設立に出資する個人は、同時に、私人企業主、合名会社の合名社員になることができない。ただし、残りの合名社員がその者が合名社員になることにつき一致した場合を除く。

#### **第 68 条 経営世帯登記証明書**

1. 経営世帯登記証明書は、この議定の規定に従って、設立されて活動する経営世帯に発給される。
2. 経営世帯登記証明書は、経営世帯設立者が記載して責任を負う登記書類における情報に基づいて発給される。
3. 経営世帯登記証明書上の各情報は経営世帯登記証明書が発給された日から法律上の価値を有し、経営世帯は経営世帯登記証明が発給された日から経営活動をする権利を有する。ただし、条件付経営分野、業種である場合を除く。
4. 経営世帯は、経営世帯登記証明書を県級経営登記機関で直接受領すること又は登録して費用を支払って郵送で受領することができる。
5. 経営世帯は県級経営登記機関に対して経営世帯登記証明書の写しを求める権利を有し、規定に従って費用を支払う。

#### **第 69 条 経営世帯登記に適用される原則**

1. 経営世帯、経営世帯設立者は、経営世帯登記書類を作成し、経営世帯登記書類に記載された各情報の合法性、誠実性及び正確性について法令上の責任を負う。
2. 県級経営登記機関は、経営世帯登記書類の適式姓について責任を負うが、経営世帯設立者、経営世帯の法令違反については責任を負わない。
3. 県級経営登記機関は、経営世帯における、又は経営世帯とその他の組織、個人における各個人間の紛争を解決しない。

#### **第 70 条 経営世帯書類の数量**

経営世帯は、経営世帯設立登記又は登記済みの内容変更登記をする時、県級経営登記機関に書類を1部提出する。

### 第71条 経営世帯登記の書類、手順、手続

1. 個人、個人からなるグループ又は世帯代表者は経営世帯登記申請書を、経営拠点がある地の県級経営登記機関に送付する。経営世帯登記申請書の内容は以下から構成される。
  - a) 経営世帯の名称、経営拠点の住所、電話番号、ファクス番号、電子メールアドレス（もしあれば）
  - b) 経営分野、業種
  - c) 経営資本の金額
  - d) 労働者数

d) 個人からなるグループが設立した経営世帯については経営世帯を設立する各個人の、個人が設立する経営世帯については個人の、世帯が設立する経営世帯については代表者の、姓、名、署名、居住地の住所；公民証明カード、人民証明書又は効力が残っている旅券の番号と発給日

経営世帯申請書には、経営世帯に参加する個人又は世帯の代表者の公民証明カード、人民証明書又は効力が残っている旅券の適式な写し、及び一つの個人からなるグループが経営世帯を設立した場合は、そのグループの経営世帯設立についての会議の議事録の適式な写し、を添付する。
2. 書類を受領する時、県級経営登記機関は受領書を交付し、以下の各条件を満たす場合は、書類受領の日から3営業日以内に、経営世帯に経営世帯登記証明書を発給する。
  - a) 経営分野、業種が、経営禁止分野、業種に属さない
  - b) 登記予定の経営世帯の名称が、この議定73条の規定に合致する
  - c) 規定に従って登記費用を納入する

書類が適式でない場合、書類受領の日から3営業日以内に、県級経営登記機関は経営世帯設立者に対して、文書で修正、補充が必要な内容を明確に通知しなければならない。
3. 経営世帯登記書類提出の日から3営業日が経過したが、経営世帯登記証明書が受領できない又は経営登記書類の修正、補充の通知を受領できない場合、経営登記をする者は、不服申し立て、告発についての法令に従って、不服を申し立てる権利を有する。
4. 県級経営登記機関は、月の最初の営業週において定期的に、前月の登記済み経営世帯名簿を同級の税務機関、経営登記室、省級の専門分野管理機関に送付しなければならない。

## 第72条 経営世帯の経営拠点

仕入業、移動経営については、経営世帯登記のため定まった地点一つを選択しなければならない。この地点は恒久的戸籍の登録地、暫定登録地、常時経営を行う地点、大量買付取引を行う地にすることができる。県級経営登記機関に登録済みの地の以外の経営許可証を得た仕入業、移動経営の経営世帯は、本部の登記地及び経営活動を行う地の税務機関、市場機関に通知をしなければならない。

## 第73条 経営世帯の命名

1. 経営世帯は個別に名称を持つ。経営世帯の名称は以下の2つの要素から構成される。
  - a) 「経営世帯」という種類
  - b) 経営世帯の個別の名称個別の名称は、ベトナム語の大文字表にある各大文字で記される。F, J, Z, Wの文字は数字、記号に添えることができる。
2. 経営世帯の命名においては、伝統、歴史、文化及び善良の風俗に違反する用語、記号の使用ができない。
3. 経営世帯は、経営世帯の命名に、*công ty, doanh nghiệp* を使用できない。
4. 経営世帯の個別名称は、県の範囲で、登記済み経営世帯の個別名称と重複することができない。

## 第74条 経営世帯の経営分野、業種

1. 経営世帯の設立登記、登記内容変更登記の際、経営世帯は経営世帯登記申請書、経営登記内容変更通知に経営分野、業種を記載する。県級経営登記機関は経営世帯登記証明書に経営分野、業種を記載する。
2. 経営世帯は法令の規定に従って条件を備えたときから条件付経営分野、業種の経営権を得るが、活動過程全てにおいてその各条件に合致することを保証しなくてはならない。条件付経営分野、業種に対する国家管理及び経営世帯の経営条件執行の検査は、専門分野の法令に規定に従って、専門分野機関の権限に属する。
3. 県級経営登記機関が、経営世帯が条件付経営分野、業種を経営することにつき権限を有する機関の文書を受領するが法令の規定に従った条件と合致しない場合、県級経営登記機関は経営世帯に対して条件付経営分野、業種の経営の一時停止を要求する通知を発出し、同時に、法令の規定に従った処分を行うため権限を有する国家機関に通知する。

## 第75条 経営世帯登記内容変更登記

1. 経営世帯登記内容を変更する時、経営世帯は変更内容を、以下の手順手続に従って、登記済みの地の県級経営登記機関に通知する。
  - a) 経営世帯は、経営世帯登記内容変更通知を、登記済みの地の県級経営登記機関に送付する。
  - b) 書類を受領するとき、県級経営登記機関は受領書を交付し、適式な書類を受領した日から3営業日以内に経営世帯に対して経営世帯登記証明書を発給する；規定に反して、書類がまだ適式でない、又は経営世帯が登記要求する名称が正しくない場合、書類を受領した日から3営業日以内に、県級経営登記機関は修正、補充の必要がある内容を文書で経営世帯に対して明確に通知する。
  - c) 経営世帯登記内容変更登記を行う場合に新しい経営世帯登記証明書が発給された時、経営世帯は古い経営世帯登記証明書を返却しなければならない。
2. 経営世帯が、登記済みの地から区、県、市社、省に属する市が変わる住所変更をする場合、経営世帯は住所変更についての通知を新しい住所に予定される地の県級経営登記機関に送付する。通知には、一つの個人によるグループが設立した経営世帯の場合は住所変更登記についての個人によるグループの会議の議事録の適式な写し、個人又は世帯による経営世帯の場合はその個人又は世帯代表者の公民証明カード、人民証明書若しくは効力が残っている旅券の適式な写し

経営世帯の住所変更登記の場合、経営世帯登記証明書発給の日から5営業日以内に、経営世帯が新しい住所地とする地の県級経営登記機関は、経営世帯が前に住所地としていた地の経営登記機関に通知をしなければならない。

#### 第76条 経営世帯の経営一時停止

1. 30日以上、経営世帯が経営の一時停止をする場合、経営世帯は、経営世帯が登記済みの地の県級経営登記機関及び経営世帯を直接管理する税務機関に通知しなければならない。経営の一時停止の期間は1年を超えない。
2. 経営の一時停止をする経営世帯は、経営一時停止の遅くとも15日前までに経営世帯が登記済みの地の県級経営登記機関に通知文書を送付する。県級経営登記機関は、経営世帯の経営一時停止の通知を受領した後、書類提出者に受領書を交付する。適式な書類の受領の日から3営業日以内に、県級経営登記機関は経営世帯に対して経営世帯の経営一時停止登記についての確認書を発給する。

#### 第77条 経営世帯の活動終了

経営活動を終了する時、経営世帯は、登記済みの地の県級経営登記機関に対して、活動終了についての通知及び経営世帯登記証明書の原本の返却をしなければならず、同時に税金及び未履行の財産的義務を含んだ各債務を十分に清算しなければならない。

#### 第 78 条 経営世帯登記証明書の回収

1. 経営世帯は、以下の各場合に、経営世帯登記証明書を回収される。
  - a) 経営世帯登記書類に記載された内容に偽りがある。
  - b) 経営世帯証明書発給の日から 6 か月間、経営活動を実施しない。
  - c) 連続 6 か月を超えて経営活動を停止し、登記済みの地の県級経営登記機関に通知しない。
  - d) 経営分野、業種が禁止される。
  - d) 経営世帯の設立の権利がない者による経営世帯の設立
  - e) この議定 15 条 4 項の規定に従った経営世帯の経営状況についての報告をしない。
2. 経営世帯登記書類の内容に偽りがある場合、県級経営登記機関は経営世帯の違反行為につき通知を発出し、経営世帯登記証明書回収決定を発出する。

経営登記内容変更登記書類に偽りがある場合、県級経営登記機関は経営世帯の違反行為につき通知を発出し、偽りの情報に基づいた経営登記内容の変更を破棄し、最初の適式な書類に基づいて発給された経営世帯登記証明書を回復し、同時に、法令の規定に従った処分のために権限を有する機関に通知する。
3. 経営世帯が、経営世帯登記証明書が発給された日から 6 か月の間経営活動を実施しない、又は連続して 6 か月を超えて経営を停止しているが、登記地の県級経営登記機関に通知しない、又はこの議定 15 条 4 項の規定に従った経営状況を報告しない場合、県級経営登記機関は違反行為について文書で通知して、経営世帯代表者に県級経営登記機関に来て説明することを要請する。通知に記載した時間が経過した日から 10 営業日が経過した後にも要請された者が報告に来ない場合、県級経営登記機関は経営世帯登記証明書回収決定を発出する。
4. 経営世帯が禁止された分野、業種を経営する場合、県級経営登記機関は違反行為についての通知を発出し、経営世帯登記証明書回収決定を発出する。
5. 経営世帯設立の権利を得ていない者によって経営世帯が設立された場合；
  - a) 経営世帯が一人の個人によって設立され、その者が経営世帯設立権を得ていない場合は、県級経営登記機関は違反行為についての通知を発出し、経営世帯登記証明書回収決定を発行する。



- b) 経営世帯が個人による一つのグループによって設立され、その中の一人が経営世帯設立権を得ていない場合は、県級経営登記機関は違反行為についての通知を発出し、通知の日から15日以内に、その個人の変更登記を経営世帯に要請する。期限を経過したが経営世帯が変更登記しない場合、県級経営登記機関は違反行為についての通知を発出し、経営世帯登記証明書回収決定を発出する。

### 第79条 経営世帯登記証明書の再発給

1. 経営世帯登記証明書が紛失、焼失、破損、損傷、又はその他の形式において廃棄された場合、経営世帯は経営世帯登記証明書再発給の申請書を、経営世帯に対して経営世帯登記証明書を発給済みの地の県級経営登記機関に送付することができる。

県級経営登記機関は経営世帯登記証明書再発給の申請書を受領し、その受領の日から3営業日以内に、経営世帯登記証明書の再発給を調査検討する。

2. 経営世帯登記証明書が発給されたが書類、手順、手続が規定に反して正しくない場合、県級経営登記機関は経営世帯に通知をして、経営世帯登記証明書再発給の調査検討の通知を送付した日から30日以内に、適式な書類の提出を要請する。県級経営登記機関は、経営世帯の適式な書類を受領した日から3営業日以内に経営世帯登記証明書の再発給を実施する。
3. 経営世帯が新しい経営世帯登記証明書の発給を受けた場合、それ以前の経営世帯登記証明書は効力を失う。

## 第九章 施行条項

### 第80条 違反処分、表彰

1. 企業設立者に、追加文書の提出、追加手続の実施、この議定に反する企業登記条件を要求する；企業登記の解決の際、企業登記内容の検査の際に、組織、個人に対して困難、煩雑惹起行為を行う幹部公務員、公務員は法令の規定に従って処分される。
2. 与えられた任務を見事に果たした経営登記機関、企業登記作業を行う幹部は、規定に従って表彰される。

### 第81条 経過条項

1. 計画投資省は各経営登記室、投資登記機関における企業登記についてのデータの国家企業登記データベースへの移行について案内する。
2. 各経営登記室全てに保有される経営登記証明書、経営及び税務登記証明書の情報、並びに投資許可書又は投資証明書（同時に経営登記証明書である）

における登記内容についての情報は、全て国家企業登記情報システムに移行されなくてはならない。

3. 経営登記室にある登記情報及び投資登記機関にある登記情報は、データ移行の実施過程の際、企業の基本情報である。
4. この議定が施行効力を有する前に、企業登記証明書、経営登記証明書、経営登記及び税務登記証明書、投資許可書又は投資証明書（同時に経営登記証明書）の発給を受けていた企業は、上記の各証明書の内容に従って活動を継続でき、企業登記証明書への移行手続を強制されない。企業は、企業登記変更内容登記の時、新しい様式に従った企業登記証明書を発給される。
5. 企業が、経営登記証明書又は経営登記及び税務登記証明書から企業登記証明書への移行する必要性を有するが、経営登記及び税務登記の内容を変更していない場合、企業は、企業登記証明書の発給を受けるため、申請書に経営登記の原本及び税務登記証明書の原本、又は経営登記及び税務登記証明書の原本を添付して経営登記室に提出する。
6. 企業が、投資許可書又は投資証明書（同時に経営登記証明書）の内容に取って代わる企業登記証明書の発給を受ける必要性を有するが、経営登記内容を変更していない場合、企業は、企業登記証明書の発給を受けるため、申請書に許可書の適式な写し又は投資証明書（同時に経営登記証明書）の適式な写し及び税務登記証明書の適式な写しを添付して提出する。

## 第 82 条 施行効力

1. この議定は 2015 年 11 月 1 日から施行効力を有する。
2. この議定は、2010 年 4 月 15 日の企業登記についての政府議定（番号 43/2010/ND-CP）、2013 年 1 月 19 日の番号 43/2010/ND-CP の議定の行政手続についていくつかの条項を修正、補充する政府議定（番号 05/2013/ND-CP）に取って代わる。

## 第 83 条 施行責任

各大臣、省同格の機関の長、政府所属機関の長、各省、中央直轄市の人民委員会及び議定が適用になる各対象の長は、この議定の施行責任を負う。

政府首相

グエン・タン・ズン